

平成28年度  
〈第2回〉鳥取県道路メンテナンス会議

○日 時：平成29年 3月 8日（水）  
13：00～14：30

○場 所：国土交通省鳥取河川国道事務所  
1階 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）道路メンテナンス年報の紹介・・・P4～

（2）道路鉄道連絡会議の設置について・・・P41～

（3）その他・・・・・・・・・・・・・・・・P47～

4. 連絡調整

5. 閉 会

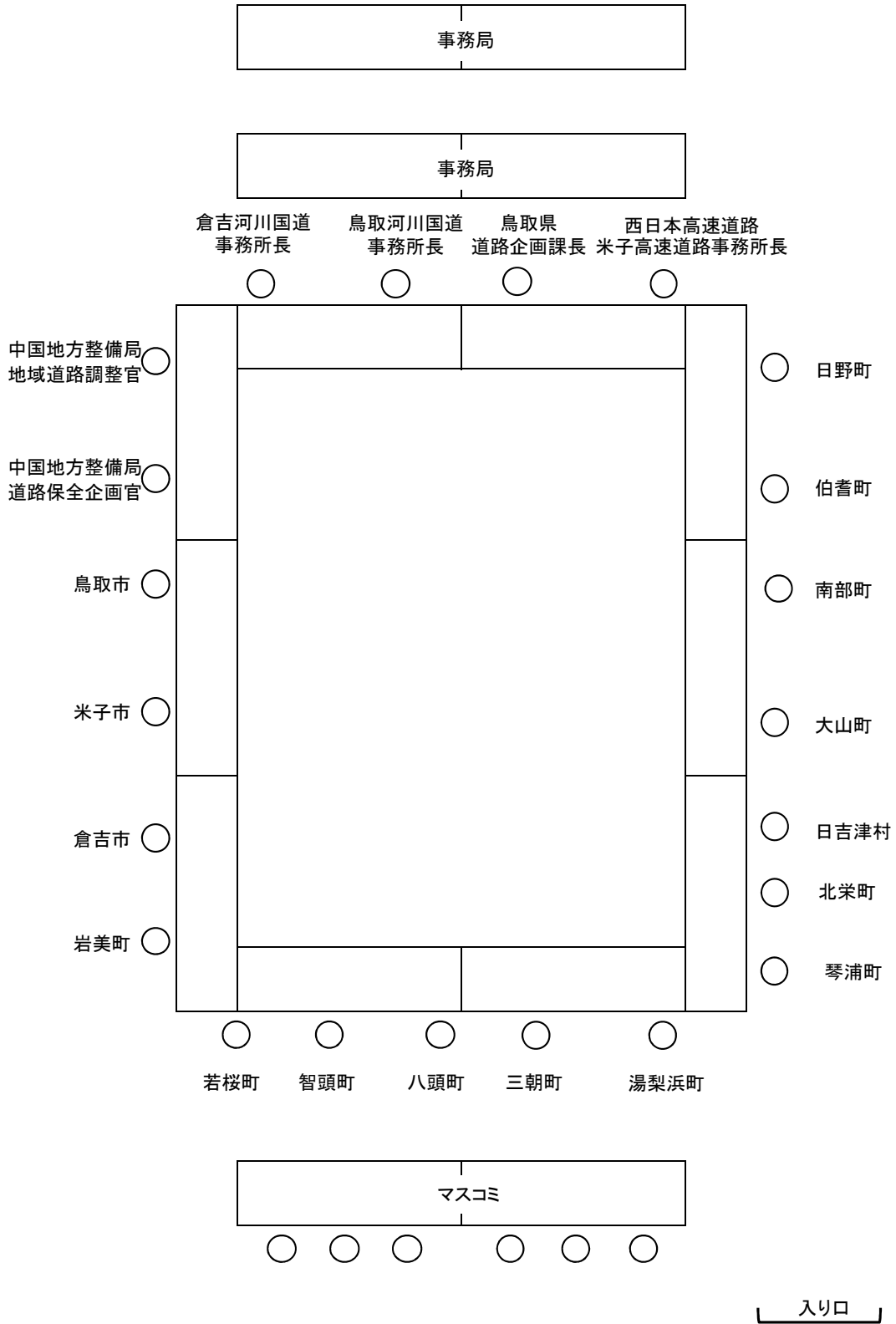
平成28年度〈第2回〉鳥取県道路メンテナンス会議

【 出席者名簿 】

	所 属	役 職	氏 名
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	田宮 佳代子
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	(代理) 赤星 剛
	鳥取県県土整備部	道路企画課長	山内 政己
	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長	山本 敏彦
	鳥取県	道路企画課長補佐	米田 憲司
	鳥取市	道路課 主査	(代理) 長谷川 幸彦
	米子市	維持管理課 主幹	(代理) 伊藤 聡
	倉吉市	建設部長	小谷 卓徳
	境港市	管理課	欠 席
	岩美町	産業建設課主事	(代理) 福田 義広
	若桜町	町土整備課長	山口 由企夫
	智頭町	地域整備課課長補佐	(代理) 山本 洋敬
	八頭町	建設課 主幹	(代理) 年岡 英夫
	三朝町	町土整備室 主幹	(代理) 谷川 篤志
	湯梨浜町	建設水道課長	小林 長志
	琴浦町	建設課課長補佐	(代理) 石賀 勝
	北栄町	地域整備課長	吉岡 正雄
	日吉津村	建設産業課長	松嶋 宏幸
	大山町	建設課長補佐	(代理) 小倉 祥司
	南部町	建設課 主任	(代理) 岡田 岳大
	伯耆町	地域整備課 主任	(代理) 森谷 征史
	日南町	建設課長	欠 席
	日野町	建設水道課 主任	(代理) 瀬崎 将太
	江府町	建設課長	欠 席
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	建設支援課長	欠 席
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	田中 敏彦
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	沢口 俊樹
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	副所長	姫村 幸造
		保全対策官(道路管理第二課)	岡本 勝彦
	鳥取県県土整備部 道路企画課	維持担当係長	椎木 孝三
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	統括課長	久保 謙吾
		保全サービス 統括課 主任	松島 保博

# 【 配席表 】

— 平成28年度〈第2回〉鳥取県道路メンテナンス会議 鳥取河川国道事務所 1階 会議室 —



# 道路メンテナンス年報の概要

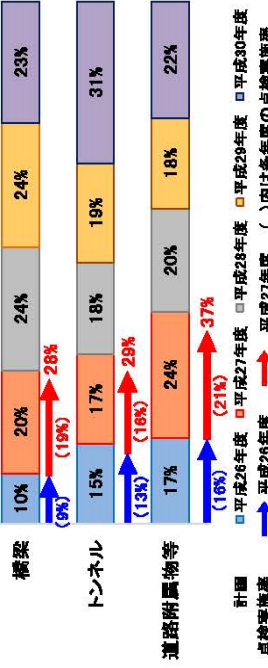
資料1-1

- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 道路メンテナンス年報は、道路インフラの現状や老朽化対策についてご理解頂くためにまとめたもので、今回は、平成27年度の点検実施状況、点検結果をとりまとめました。
- 道路メンテナンス年報は、行政関係者による点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案だけでなく、大学や民間企業での維持管理分野の分析・研究開発での活用も期待しています。

## 点検結果(平成26・27年度)

**累積点検実施率(全体)**  
 ○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、橋梁 約28%、トンネル 約29%、道路附属物等 約37%となっています。

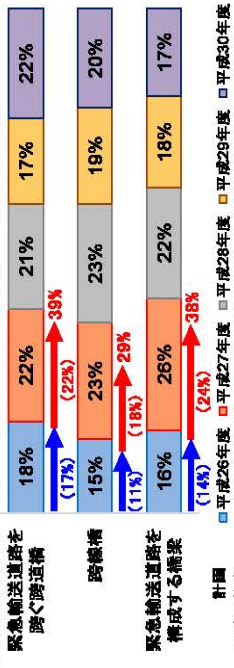
■ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



## 累積点検実施率(最優先で点検すべき橋梁)

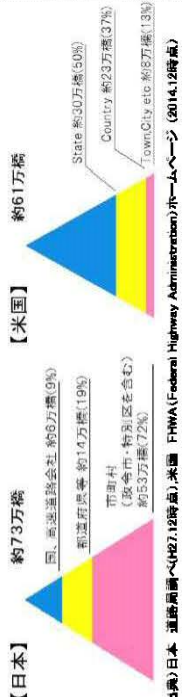
○ 平成26・27年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ約38%、跨線橋 約29%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約38%となっています。

■ 最優先で点検すべき橋梁の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



## 【参考】橋梁の現状

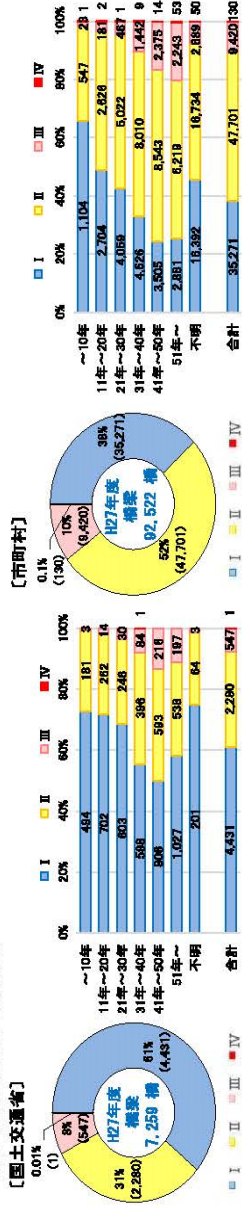
○ 全橋梁のうち、市町村管理が約7割を占めており、米国と比較しても、日本の市町村管理の橋梁数が極めて多いことが特徴です。



## 点検結果(橋梁)

- 平成27年度に点検を実施した橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)が、国は約9%(548橋)であるのに対して、市町村では約10%(9,550橋)となっています。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところでは、(年報にリストを添付)

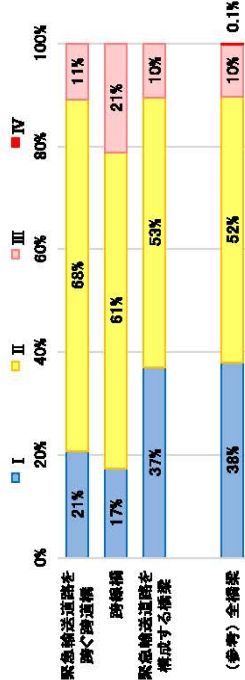
■ 判定区分と建設経過年度(橋梁)



## 点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

○ 最優先で点検すべき橋梁の判定区分Ⅲの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨線橋で約11%、跨線橋で約21%、緊急輸送道路を構成する橋梁で約10%となっており、(橋梁全体：約10%)

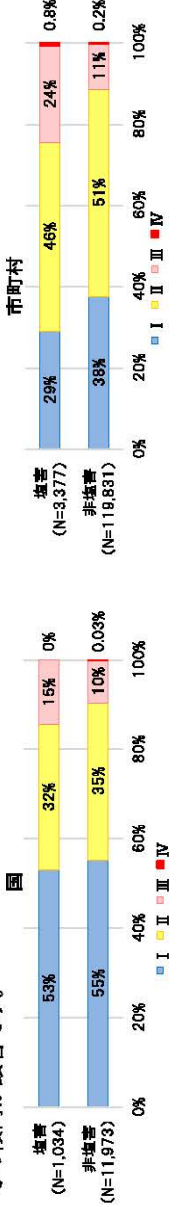
■ 判定区分(最優先で点検すべき橋梁)



## 【参考】今後のデータ分析・活用の事例

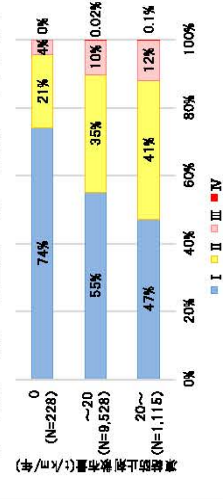
＜塩害の影響分析＞

○ 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。



## ＜凍結防止剤の影響分析＞

○ 凍結防止剤の散布量が多い橋梁は、散布量が少ない橋梁に比べ健全度が低い傾向にあります。



※ 国土交通省が管理する橋梁のH26～H27年度点検結果  
 ※ 凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する区間における平成26年度の散布量をもとに算出

# 道路メンテナンス年報

国土交通省 道路局

平成 28 年 9 月

## 目次

1. 道路メンテナンス年報について
  2. 点検結果（平成 26・27 年度）
    - （1）全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
    - （2）最優先で点検すべき橋梁
  3. 点検実施状況（平成 27 年度）
    - （1）全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
    - （2）都道府県別の点検実施状況
    - （3）最優先で点検すべき橋梁
  4. 点検結果（平成 27 年度）
    - （1）国土交通省
    - （2）高速道路会社
    - （3）都道府県・政令市等
    - （4）市町村
    - （5）地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト
    - （6）最優先で点検すべき橋梁
- 
- 参考 1 橋梁の現状
  - 参考 2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）
  - 参考 3 財政状況と点検実施状況・点検結果
  - 参考 4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み
  - 参考 5 今後のデータ分析・活用の事例

# 1. 道路メンテナンス年報について

- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめています。
- 今回は、平成27年度の点検結果等についてとりまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。  
[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint\\_index.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html)
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

## 点検について

全ての道路管理者は、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施することとしています。

### <平成27年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁※	725,907	140,814	19%
トンネル	11,024	1,799	16%
道路附属物等	40,583	8,684	21%

※溝橋（カルバート）は、全て橋梁として計上している。

H28.3末時点

## 点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

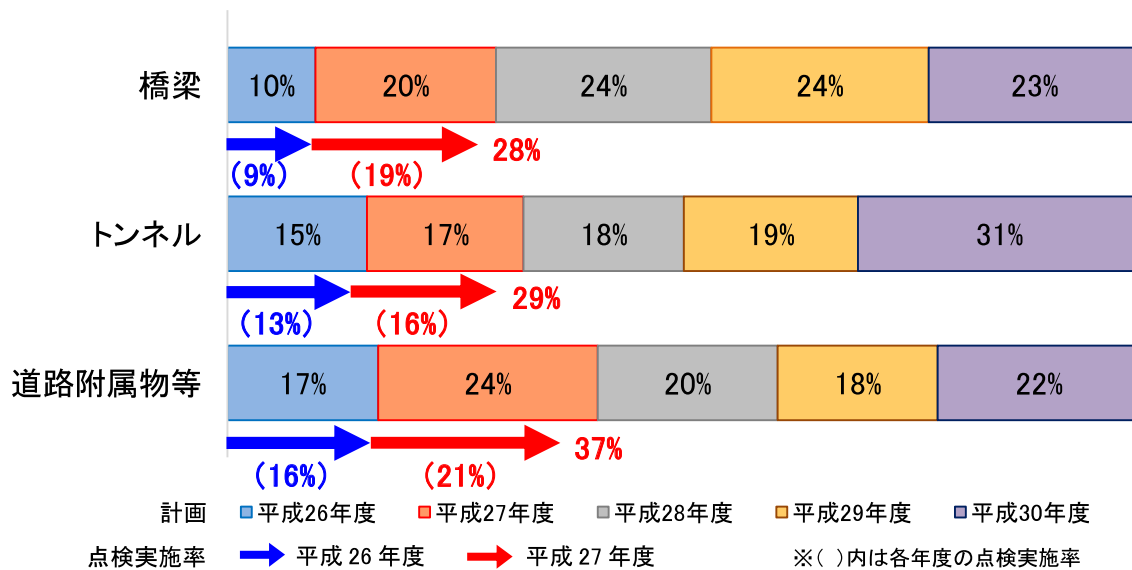
→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

## 2. 点検結果（平成 26・27 年度）

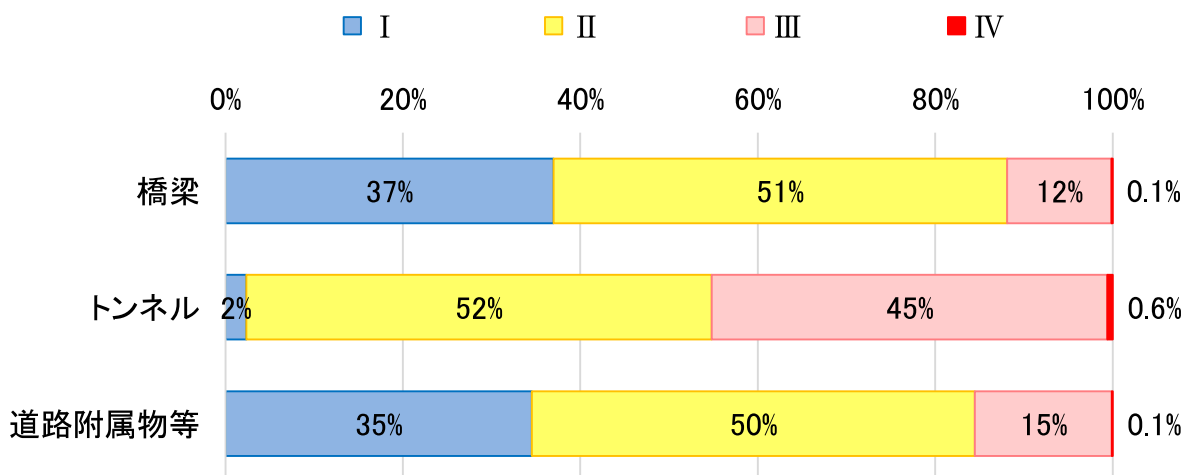
### (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 26・27 年度の累積点検実施率は、橋梁 約 28%、トンネル 約 29%、道路附属物等 約 37%となっています。
- 判定区分の割合については、橋梁：Ⅰ 37%、Ⅱ 51%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 2%、Ⅱ 52%、Ⅲ 45%、Ⅳ 0.6%、道路附属物等：Ⅰ 35%、Ⅱ 50%、Ⅲ 15%、Ⅳ 0.1%となりました。

#### ○ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



#### ○ 橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)



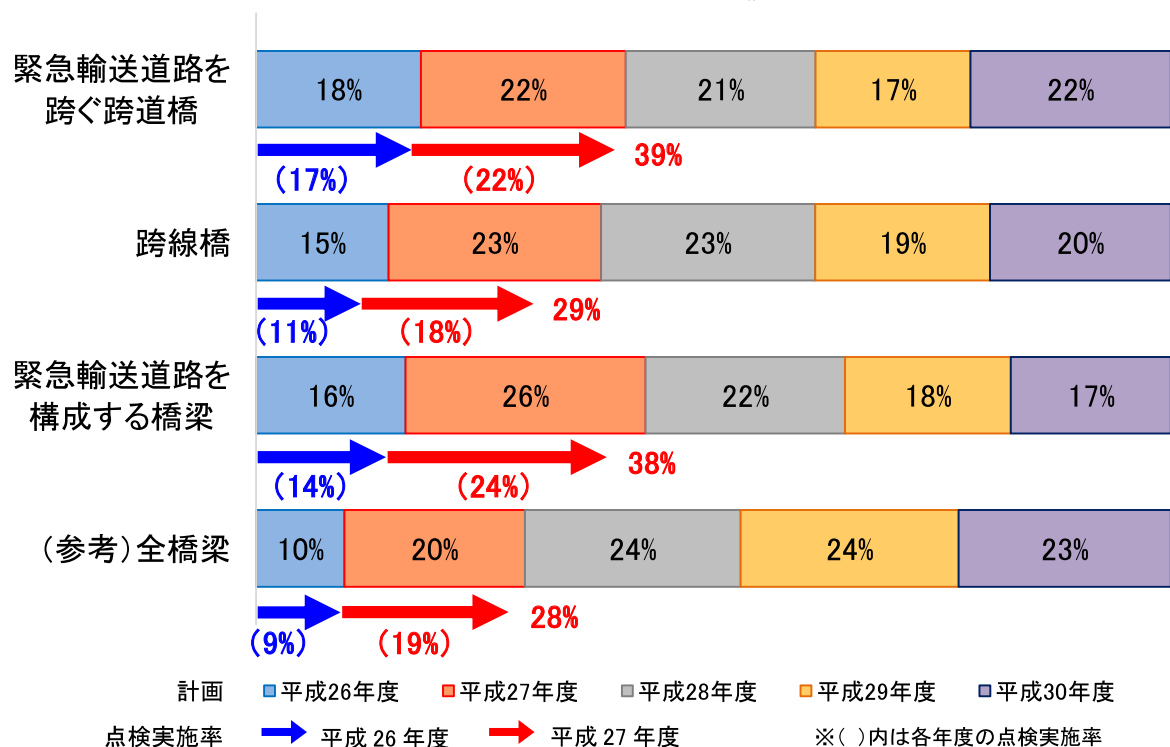
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある(次頁以降も同様)



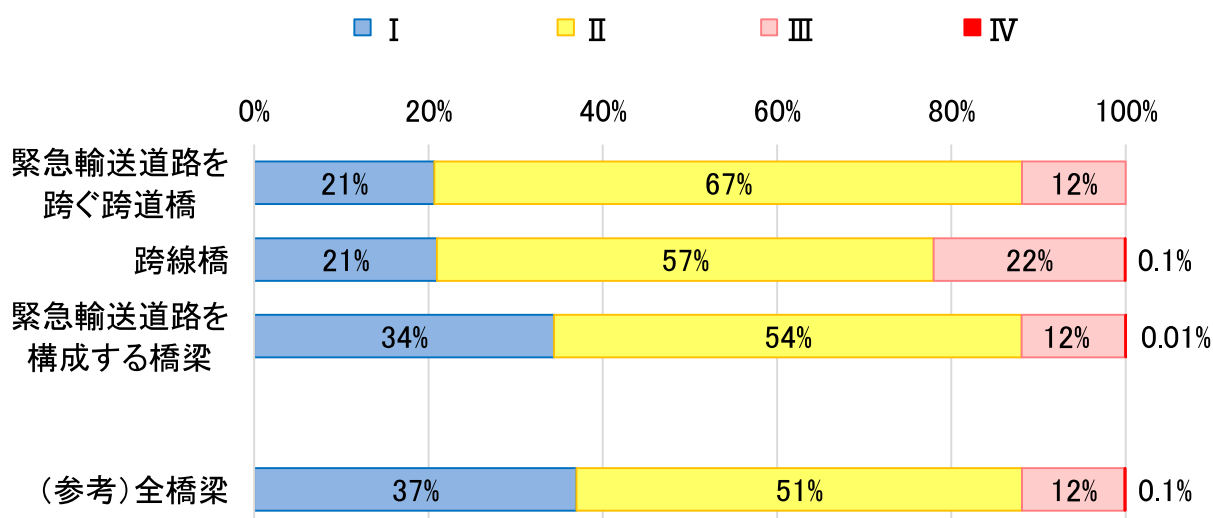
## (2) 最優先で点検すべき橋梁

- 平成 26・27 年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋 約 39%、跨線橋 約 29%、緊急輸送道路を構成する橋梁 約 38%となっています。
- 判定区分の割合については、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 67%、Ⅲ 12%、跨線橋：Ⅰ 21%、Ⅱ 57%、Ⅲ 22%、Ⅳ 0.1%、緊急輸送道路を構成する橋梁：Ⅰ 34%、Ⅱ 54%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0.01%となりました。

○ 最優先で点検すべき橋梁の5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



○ 最優先で点検すべき橋梁の判定区分の割合(全道路管理者合計)



### 3. 点検実施状況（平成 27 年度）

#### (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 27 年度、橋梁については、全国約 73 万橋のうち、約 14 万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 7,259 橋、高速道路会社 4,636 橋、都道府県・政令市等 36,397 橋、市町村 92,522 橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約 19%、管理者別では、国土交通省 約 19%、高速道路会社 約 20%、都道府県・政令市等 約 20%、市町村 約 19%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約 1,800 箇所、約 8,700 施設で点検を実施し、約 16%、約 21%の点検実施率となっています。

※ 市町村には特別区を含む。次頁以降も同様。

#### ○橋梁

（単位：橋）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	38,409	7,259	19%
高速道路会社	23,340	4,636	20%
都道府県・政令市等	183,939	36,397	20%
市町村	480,219	92,522	19%
合計	725,907	140,814	19%

H28.3 末時点

#### ○トンネル

（単位：箇所）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,548	405	26%
高速道路会社	1,904	505	27%
都道府県・政令市等	5,314	774	15%
市町村	2,258	115	5%
合計	11,024	1,799	16%

H28.3 末時点

#### ○道路附属物等

（単位：施設）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,057	2,063	17%
高速道路会社	11,769	3,500	30%
都道府県・政令市等	13,883	2,712	20%
市町村	2,874	409	14%
合計	40,583	8,684	21%

H28.3 末時点

## (2) 都道府県別の点検実施状況

○ 平成 27 年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○ 点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	4,634	86	716
青森県	1,131	2	45
岩手県	2,016	48	89
宮城県	2,512	12	144
秋田県	4,181	43	152
山形県	1,785	17	74
福島県	2,950	38	188
茨城県	2,460	5	135
栃木県	2,172	21	130
群馬県	2,863	17	112
埼玉県	2,156	1	272
千葉県	2,100	26	214
東京都	924	15	813
神奈川県	1,344	75	313
新潟県	4,808	86	222
富山県	2,646	11	72
石川県	2,053	9	233
福井県	1,786	52	77
山梨県	1,616	12	135
長野県	3,402	23	88
岐阜県	6,290	86	128
静岡県	6,273	107	365
愛知県	4,618	9	421
三重県	4,893	20	163
滋賀県	2,436	18	74
京都府	2,442	26	132
大阪府	1,936	46	844
兵庫県	6,616	86	540
奈良県	2,088	1	16

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	2,163	79	98
鳥取県	1,333	16	142
島根県	3,530	32	44
岡山県	5,519	57	152
広島県	5,100	118	212
山口県	2,453	110	207
徳島県	3,267	11	59
香川県	1,911	9	20
愛媛県	3,180	63	57
高知県	2,274	121	14
福岡県	6,542	21	381
佐賀県	3,872	6	63
長崎県	1,595	19	76
熊本県	4,338	18	44
大分県	1,864	76	27
宮崎県	2,608	27	65
鹿児島県	1,787	11	56
沖縄県	347	7	60
合計	140,814	1,799	8,684

## (参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	31,251	492	2,959
青森県	7,092	52	321
岩手県	13,878	290	514
宮城県	12,861	119	540
秋田県	12,478	167	479
山形県	9,391	151	490
福島県	18,225	239	903
茨城県	15,150	68	681
栃木県	13,192	94	679
群馬県	15,460	138	632
埼玉県	20,088	97	1,581
千葉県	11,734	448	1,170
東京都	6,431	187	2,461
神奈川県	9,340	334	1,973
新潟県	23,470	412	1,454
富山県	12,879	119	734
石川県	9,508	146	465
福井県	10,203	268	390
山梨県	8,498	209	437
長野県	22,591	403	932
岐阜県	26,603	367	1,197
静岡県	30,611	425	1,462
愛知県	25,218	116	2,845
三重県	20,129	233	712
滋賀県	12,269	84	458
京都府	13,368	179	589
大阪府	11,082	116	2,832
兵庫県	30,269	382	2,133
奈良県	10,526	172	341
和歌山県	12,096	373	292
鳥取県	7,860	104	260
島根県	14,599	331	364

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
岡山県	33,256	253	742
広島県	23,134	424	883
山口県	15,604	273	593
徳島県	12,667	182	432
香川県	8,115	52	435
愛媛県	13,102	356	570
高知県	13,734	405	369
福岡県	30,511	154	1,188
佐賀県	12,751	52	256
長崎県	10,173	208	216
熊本県	20,217	293	334
大分県	11,140	585	336
宮崎県	9,690	253	395
鹿児島県	10,753	176	327
沖縄県	2,710	43	227
合計	725,907	11,024	40,583

### (3) 最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,929 橋、1,649 橋、29,848 橋の点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約 22%、約 18%、約 24%と、橋梁全体の点検実施率（約 19%）を上回るか、同程度となっています。

#### ○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段：点検実施率 下段：点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	20% (393)	22% (378)	19% (6,309)
高速道路会社	19% (944)	14% (150)	20% (4,596)
都道府県・政令市等	21% (545)	19% (642)	29% (17,806)
市町村	25% (1,047)	16% (479)	36% (1,137)
合計	22% (2,929)	18% (1,649)	24% (29,848)

H28.3 末時点

## 4. 点検結果（平成 27 年度）

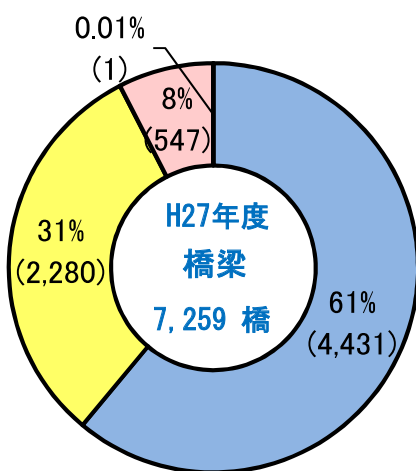
### (1)国土交通省

#### ①橋梁

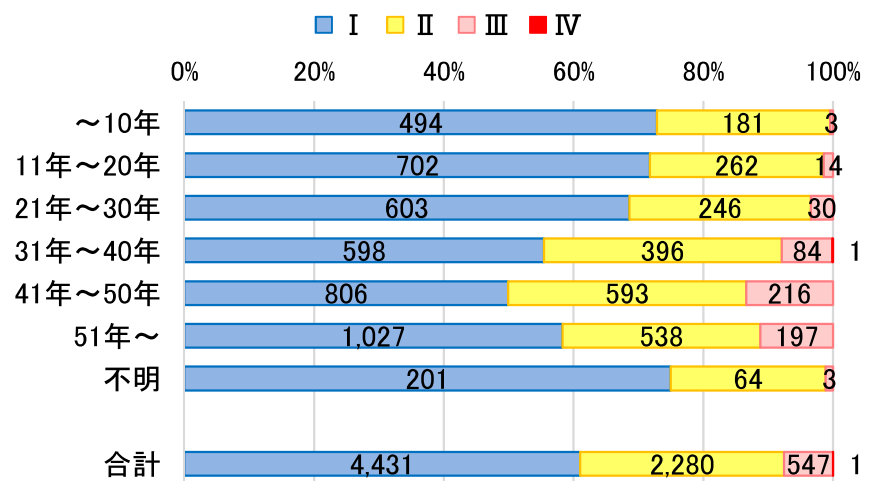
- 国土交通省では、管理する橋梁 38,409 橋のうち、7,259 橋について点検を実施し、その結果は判定区分※Ⅰ 4,431 橋、Ⅱ 2,280 橋、Ⅲ 547 橋、Ⅳ 1 橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 61%、Ⅱ 31%、Ⅲ 8%、Ⅳ0.01%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。

- ※ 判定区分Ⅰ：健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）  
判定区分Ⅱ：予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）  
判定区分Ⅲ：早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）  
判定区分Ⅳ：緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）
- ※ 判定区分の割合は、四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

#### ○ 判定区分



#### ○ 判定区分と建設経過年度



#### ○ 判定区分Ⅳのリスト(橋梁)

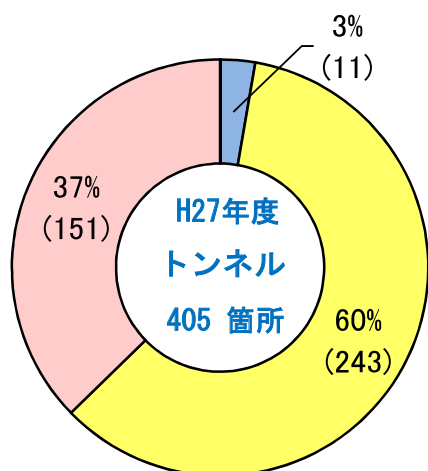
施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
おおまちぼしそくどうきょう 大町橋側道橋	国道 8 号 (滋賀県)	1984	主桁の支持部材が腐食し、支持機能が 低下	仮受け材の設置



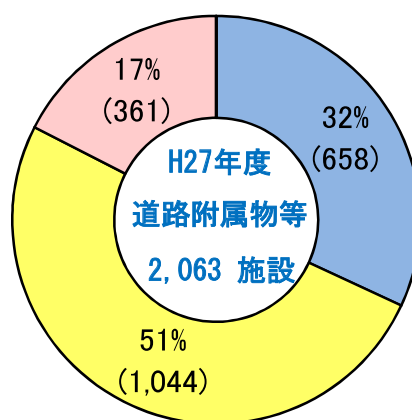
## ②その他の道路構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル 1,548 箇所のうち、405 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 11 箇所、Ⅱ 243 箇所、Ⅲ 151 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 60%、Ⅲ 37%となります。
- また、管理する道路附属物等 12,057 施設のうち、2,063 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 658 施設、Ⅱ 1,044 施設、Ⅲ 361 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 32%、Ⅱ 51%、Ⅲ 17%となります。
- トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

### ○ トンネル



### ○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ (健全)
- 判定区分Ⅱ (予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ (早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ (緊急措置段階)

## (2) 高速道路会社

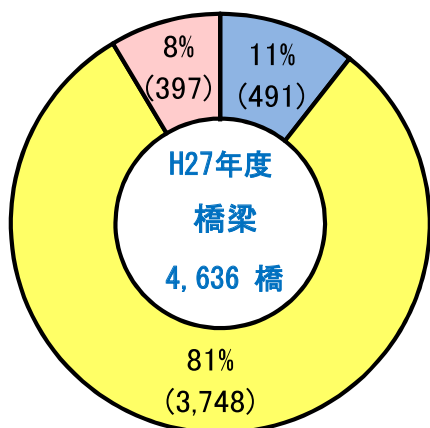
### ① 橋梁

○ 高速道路会社では、管理する橋梁 23,340 橋のうち、4,636 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 491 橋、Ⅱ 3,748 橋、Ⅲ 397 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。

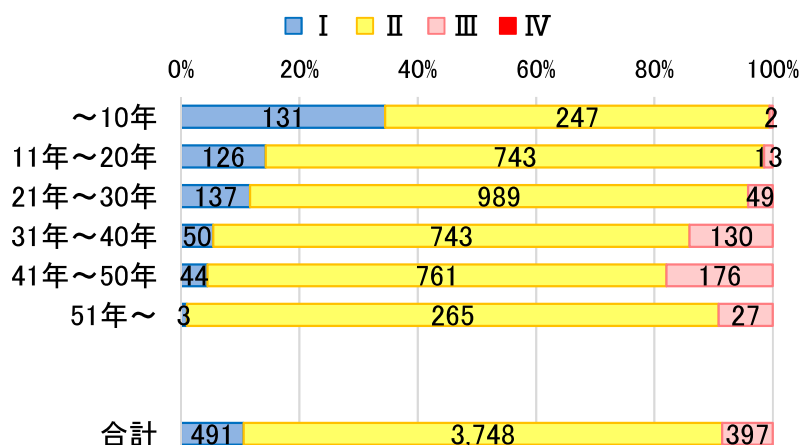
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 11%、Ⅱ 81%、Ⅲ 8%となります。

○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。

#### ○ 判定区分



#### ○ 判定区分と建設経過年度



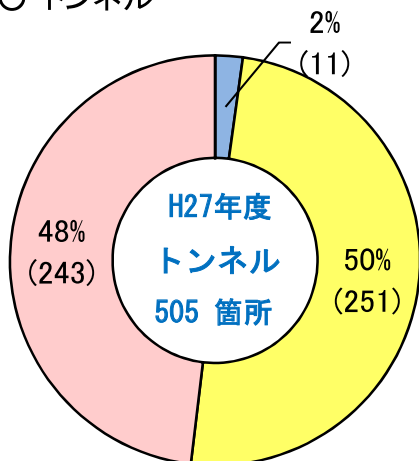
### ② その他の道路構造物

○ 高速道路会社では、管理するトンネル 1,904 箇所のうち、505 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 11 箇所、Ⅱ 251 箇所、Ⅲ 243 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 50%、Ⅲ 48%となります。

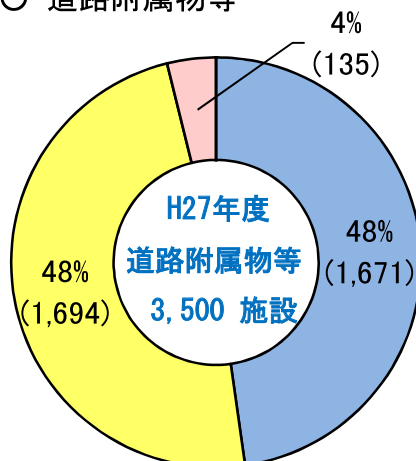
○ また、管理する道路附属物等 11,769 施設のうち、3,500 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,671 施設、Ⅱ 1,694 施設、Ⅲ 135 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 48%、Ⅱ 48%、Ⅲ 4%となります。

○ トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

#### ○ トンネル



#### ○ 道路附属物等



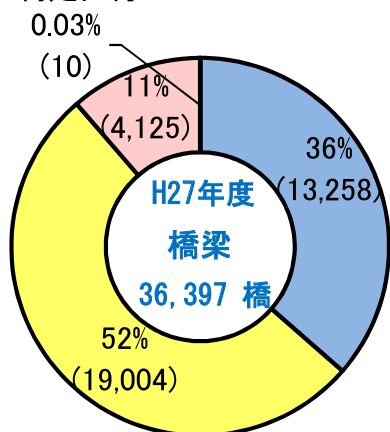
■ 判定区分Ⅰ（健全）  
 ■ 判定区分Ⅱ（予防保全段階）  
 ■ 判定区分Ⅲ（早期措置段階）  
 ■ 判定区分Ⅳ（緊急措置段階）

### (3) 都道府県・政令市等

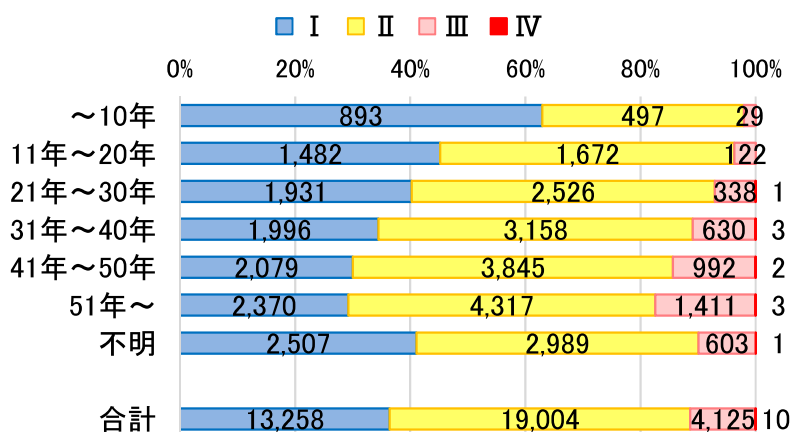
#### ① 橋梁

- 都道府県・政令市等では、管理する橋梁 183,939 橋のうち、36,397 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 13,258 橋、Ⅱ 19,004 橋、Ⅲ 4,125 橋、Ⅳ 10 橋となりました。  
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 36%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.03%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。（15 頁参照）

#### ○ 判定区分



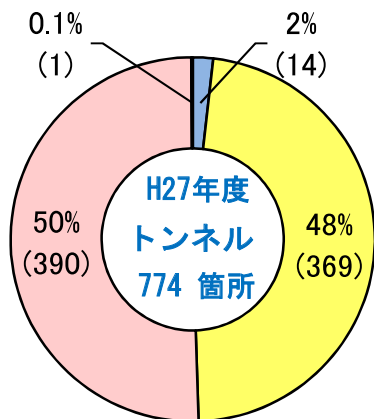
#### ○ 判定区分と建設経過年度



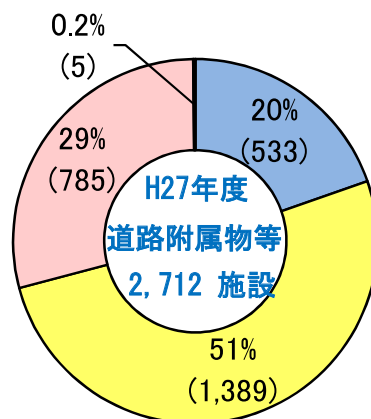
#### ② その他の道路構造物

- 都道府県・政令市等では、管理するトンネル 5,314 箇所のうち、774 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 14 箇所、Ⅱ 369 箇所、Ⅲ 390 箇所、Ⅳ 1 箇所となり、それぞれの割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 48%、Ⅲ 50%、Ⅳ 0.1%となります。
- また、管理する道路附属物等 13,883 施設のうち、2,712 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 533 施設、Ⅱ 1,389 施設、Ⅲ 785 施設、Ⅳ 5 施設となり、それぞれの割合は、Ⅰ 20%、Ⅱ 51%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.2%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネル、道路附属物等については、速やかに緊急措置を実施したところです。（16 頁参照）

#### ○ トンネル



#### ○ 道路附属物等



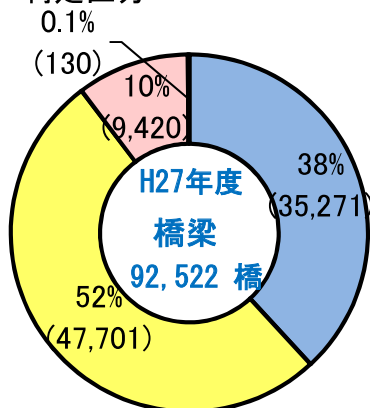
- 判定区分Ⅰ（健全）
- 判定区分Ⅱ（予防保全段階）
- 判定区分Ⅲ（早期措置段階）
- 判定区分Ⅳ（緊急措置段階）

## (4) 市町村

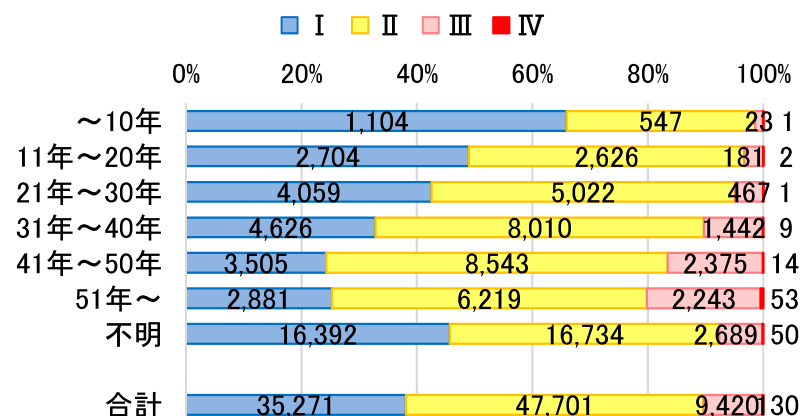
### ① 橋梁

- 市町村では、管理する橋梁 480,219 橋のうち、92,522 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 35,271 橋、Ⅱ 47,701 橋、Ⅲ 9,420 橋、Ⅳ 130 橋となりました。  
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。（17 頁参照）

#### ○ 判定区分



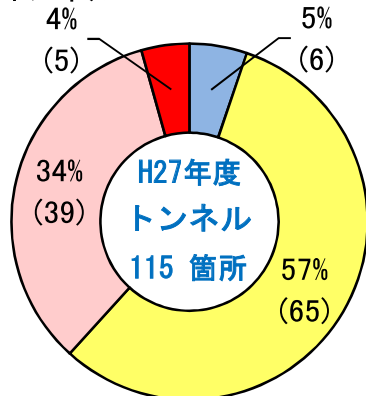
#### ○ 判定区分と建設経過年度



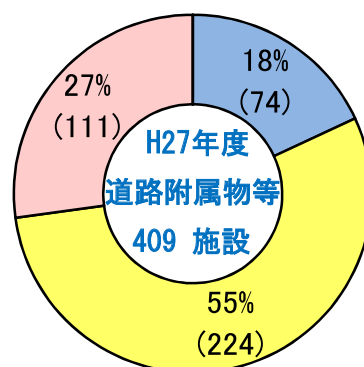
### ② その他の道路構造物

- 市町村では、管理するトンネル 2,258 箇所のうち、115 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 6 箇所、Ⅱ 65 箇所、Ⅲ 39 箇所、Ⅳ 5 箇所となりました。  
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 5%、Ⅱ 57%、Ⅲ 34%、Ⅳ 4%となります。
- また、管理する道路附属物等 2,874 施設のうち、409 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 74 施設、Ⅱ 224 施設、Ⅲ 111 施設となりました。  
 なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 18%、Ⅱ 55%、Ⅲ 27%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネルについては、速やかに緊急措置を実施したところです。（24 頁参照）

#### ○ トンネル



#### ○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ（健全）
- 判定区分Ⅱ（予防保全段階）
- 判定区分Ⅲ（早期措置段階）
- 判定区分Ⅳ（緊急措置段階）

## (5) 地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト

- 都道府県・政令市等において、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁10橋、トンネル1箇所、道路附属物等5施設でした。
- 市町村においては、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁130橋、トンネル5箇所でした。
- なお、これらについては、いずれも緊急措置を実施しています。

### ○ 都道府県・政令市等の判定区分Ⅳのリスト

#### 【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
茨城県	さんのはし 三の橋	(主)水戸鉾田佐 原線	1964	橋台のひび割れ	通行止め後、 仮橋設置し、 通行規制(片側)
相模原市	やはたはし 八幡橋	市道八幡登里	不明	橋台の変状	通行止め
長野県	こおのがわはし 小大野川橋	県道乗鞍岳線	1968	支承の機能障害、 上部構造の腐食	通行規制(片側交 互)
静岡市	むめいきょう 無名橋 ひなたにさわ (日向谷沢)	市道吉原2号線	1964	主桁の断面欠損	通行止め
静岡市	ごうきょう 1号橋 たきのやさわがわ (滝ノ谷沢川)2	市道北滝ノ谷 3号線	1956	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	ひき た ごうきょう 引の田7号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	主桁・防護柵の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	ひき た ごうきょう 引の田11号橋	市道水窪小和田 引の田線	1982	横桁の変形	通行止め
浜松市	エンガクさわはし エンガク沢橋	市道水窪向島 第2号線	1982	床板の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	は がしやう ごうせん 羽ヶ庄9号線 ごうきょう 2号橋	市道佐久間羽ヶ 庄9号線	1991	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京都府	だいもんはし 大門橋	府道間人大宮線	1969	橋脚の洗掘、鉄筋露出及び断面欠 損	通行止め

【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
滋賀県	おおききだいよんずいどう 大崎第四隧道	県道西浅井マキノ線	1936	覆工コンクリートの剥落	通行止め

【道路附属物等】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
埼玉県	道路標識	国道 140 号	1988	横梁本体及び横梁継手部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路標識	国道 254 号	1987	支柱本体及び柱・ベースプレート溶接部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路標識	国道 407 号	不明	横梁本体及び横梁継手部の腐食	門型標識の撤去
埼玉県	道路情報提供装置	国道 140 号	不明	横梁トラス本体の腐食	横梁トラス部材の部材補修
千葉県	道路標識	国道 128 号	1978	支柱と横梁継手部の腐食及び孔食	横梁の撤去

○ 市町村の判定区分Ⅳのリスト

【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
枝幸町 (北海道)	あさひぼし 旭橋	中央パイロット線	1968	橋脚のひび割れ	通行止め
島牧村 (北海道)	おびらぼし 大平橋	豊浜通線	1960	主桁の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
積丹町 (北海道)	べんこしぼし 弁越橋	船澗川上弁越通 り	1965	橋台の洗堀	通行止め
釧路市 (北海道)	しじみぼし 蜆橋	市道風連別馬主 来線	1980	主桁の断面欠損	通行止め
田子町 (青森県)	こうきょう 1号橋	町道宮野獅々内 線	不明	支承・主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
上小阿仁村 (秋田県)	かみこあにはし 上小阿仁橋	村道長信田羽立 線	1937	主桁の鉄筋露出、断面欠損、 支承の機能障害	通行止め
白鷹町 (山形県)	たいへいぼし 大平橋	町道大平橋線	1964	高欄・床板の腐食及び断面欠損	通行止め
白鷹町 (山形県)	たなべぼし 田辺橋	町道田辺寺前線	1980	主桁・床板のひび割れ、 下部工の変状	通行止め
朝日町 (山形県)	のぞくらぼし のぞくら橋	町道朝日線	1965	支承の機能障害	通行止め
大蔵村 (山形県)	かみやまぼし 上山橋	村道沼ノ台上山 線	1977	橋台の変状	通行止め
喜多方市 (福島県)	やちぼし 谷地畑橋	市道大平・黒岩線	不明	橋台の洗堀及びひび割れ	通行止め
常総市 (茨城県)	71	市道東 447 号線	不明	基礎と橋台の分離	通行止め
つくば市 (茨城県)	あづまぼし 吾妻橋	市道 4-2231 号線	1976	下部工のひび割れ	通行止め
つくば市 (茨城県)	シカノマイぼし シカノマイ橋	市道 4-3029 号線	1965	主桁の鉄筋露出	応急修繕
笠間市 (茨城県)	くぼじゅくぼし 久保宿橋	市道(友)1117 号 線	不明	下部工のひび割れ	通行止め
古河市 (茨城県)	おおはし 大橋	市道総和 4181 号 線	不明	橋台の洗堀	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和00001橋	市道総和 0214 号 線	不明	基礎杭の露出	通行規制(5.5t)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01003 橋 <small>きょう</small>	市道総和 1372 号線	不明	基礎杭の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01006 橋 <small>きょう</small>	市道総和 1376 号線	不明	基礎杭の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01007 橋 <small>きょう</small>	市道総和 1366 号線	不明	基礎杭の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01008 橋 <small>きょう</small>	市道総和 4179 号線	不明	基礎杭の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	そうわ 総和01012 橋 <small>きょう</small>	市道 0215 号線	不明	主桁の剥離・鉄筋露出	通行規制(5.5t)
大子町 (茨城県)	ごうきょう 4071 号橋	町道4245号線	不明	橋脚のひび割れ	通行止め
那須町 (栃木県)	だいにちばし 第1橋	町道 58 号新黒田・松沼線	1963	下部工の断面欠損	通行止め(片側)
長南町 (千葉県)	あわのすはし 粟之須橋	町道山内41号線	1967	下部工の鉄筋露出	通行止め
魚沼市 (新潟県)	ほそのばし 細野橋	市道守門13号線	1962	主桁の鉄筋露出	通行止め
金沢市 (石川県)	にまい ばし 橋	準幹線 556 号金石・大野線	1913	主桁の腐食	通行規制(路肩)
七尾市 (石川県)	おくほら ごうばし 奥原5号橋	市道奥原 19 号線	1955	主桁の鉄筋露出及び断面欠損、横桁・床板の鉄筋露出	通行止め
七尾市 (石川県)	のさき ごうばし 野崎1号橋	市道能登島 31 号線	1977	床板の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
小松市 (石川県)	無名橋 7009	市道尾小屋新丸線	不明	主桁・橋台のコンクリート剥離及び鉄筋露出	通行止め
岐阜市 (岐阜県)	あきまるはし 朝丸橋	市道堤外 3 号線	1958	下部工の変状、主桁のひび割れ	通行止め
高山市 (岐阜県)	てんぐはし 天狗橋	市道平湯天狗橋線	1956	床板・橋脚の鉄筋露出	通行止め
高山市 (岐阜県)	とくごうばし 徳河橋	市道徳河線	不明	主桁の腐食、橋台の変状	通行止め
高山市 (岐阜県)	ふなとばし 船渡橋	市道中洞2号線	1952	伸縮装置の脱落、橋台の変状	通行止め
高山市 (岐阜県)	はしどはし 橋戸橋	市道蔵柱日影線	1931	主桁の断面欠損	通行止め



管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
飛騨市 (岐阜県)	みずほらばし 水洞橋	市道水洞線	不明	主桁の腐食	通行止め
羽島市 (岐阜県)	すかごうきょう 須賀2号橋	市道小荒井1丁目3号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
羽島市 (岐阜県)	すかごうきょう 須賀6号橋	市道足近町7丁目38号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
関市 (岐阜県)	わかくりばし 若栗橋	市道12-249号線	1915	主桁の腐食及び変状	通行止め
関市 (岐阜県)	さくらばし 桜橋	市道12-149号線	1981	床板の変状	通行止め
御浜町 (三重県)	ながはらばし 長原橋	町道阪本15号線	不明	床板の腐食及び変状	通行止め
御浜町 (三重県)	ほほし かん保橋	町道向ノ芝かん保線	不明	上部工の腐食、高欄の変形・欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	なかのどうはし 中ノ堂橋	市道沖田上地線	1940	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	みぞおちばし 溝落橋	市道高橋公庄線	1940	橋台の洗掘及び路面の変状	通行止め
京丹後市 (京都府)	つつみはし 堤橋	市道山崎立長線	1949	主桁、床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	おのべはし 尾ノベ橋	市道大下線	1932	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	べつそうはし 別荘橋	市道別当谷線	1962	橋台のひび割れ	通行止め
京丹波町 (京都府)	ほんじょうごうきょう 本庄2号橋	町道本庄1号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
湖南市 (滋賀県)	無名橋9	市道清松苑1号線	1968	主桁の剪断破壊	通行規制(2t)
高島市 (滋賀県)	たいこうはし 大公橋	市道椋川線	1921	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	通行止め
近江八幡市 (滋賀県)	めいじばし 明治橋	市道宮内八商前線	不明	主桁の腐食	通行規制(2t) 仮設ペント設置
加古川市 (兵庫県)	きむらごうきょう 木村1号橋	市道備後樋之口1号線	不明	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	幅員規制 荷重規制
豊岡市 (兵庫県)	たきやまはし 滝山橋	市道奥須井区内線第1号線	不明	床版の腐食及び断面欠損	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
淡路市 (兵庫県)	あらくらばし 荒倉橋	市道荒倉2号線	不明	主桁のひびわれ	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	491 きょう 橋	市道小丸城崎線	1997	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	いわはなばし 岩花橋	市道矢根畑乙線	不明	橋脚の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	はしもとばし 橋本橋	市道板野橋本線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	いうちばし 伊内橋	市道内町伊木線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
南あわじ市 (兵庫県)	たいとばらばし 太唐原橋	市道伊加利2号 線	不明	主桁の断面欠損	パイプサポート支持 荷重分散措置
豊岡市 (兵庫県)	しおりのばし 塩入橋	市道二比線	1965	主桁、横桁、床版の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	ま と ごうばし 瀬戸1号橋	市道瀬戸線	不明	主桁の腐食、鉄筋露出及び断面欠 損	幅員規制 荷重規制
南あわじ市 (兵庫県)	べつしよばし 別処橋	市道伊加利15号 線	不明	橋台の断面欠損及び洗掘	通行止め
広陵町 (奈良県)	やしましもばし 屋敷下橋	町道百済61号線	不明	桁の破断、橋台の変状	覆工板の設置
十津川村 (奈良県)	ざるかいばし 猿飼橋	村道平谷猿飼線	1945	橋脚の変状、支承の変状及び機能 障害	通行止め
十津川村 (奈良県)	たきのあなばし 滝之穴橋	村道滝之穴線	1961	床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	いけあなばし 池穴橋	村道池穴中原線	1931	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	おおの てあいはし 大野出合橋	村道高滝小川線	不明	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	わだいらはし 和平橋	村道和平線	1942	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	おおび そばし 大松曾橋	村道大松曾線	不明	主桁、横桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	たどばし 田戸橋	村道瀬線	1971	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	きゅうかわつ おおはし 旧川津大橋	村道川津線	1960	床版の腐食	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
十津川村 (奈良県)	なかばらばし 中原橋	村道池穴中原橋	1945	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	ゆの はらばし 湯之原橋	村道湯之原舟谷 線	1934	主桁の腐食	通行止め
田辺市 (和歌山県)	あきづ はし 秋津橋	市道秋津町 33 号 線	1971	橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
田辺市 (和歌山県)	すげ こはし 菅小橋	市道菅小家坂線	1976	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
串本町 (和歌山県)	かもじろはし 鴨白橋	町道幸通 1 号線	1936	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
橋本市 (和歌山県)	はしなにはし 橋谷橋	市道御幸辻橋谷 線	不明	主桁の腐食及び孔食	通行規制(2t)
有田川町 (和歌山県)	たかぎ はし 高木橋	町道谷口高木線	1957	主桁の剥離及び鉄筋露出、 橋脚の洗掘	通行止め
日南町 (鳥取県)	つうてんはし 通天橋	町道石霞溪線	1929	主桁の腐食	通行止め
出雲市 (島根県)	きむらはし 木村橋	市道木村線	1963	橋脚の断面欠損	通行制限(8t) 速度制限(20km/h) 主桁仮受け (サポート)
津和野町 (島根県)	やまねはし 山根橋	町道小直支線 5 号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	主桁仮受け (サポート)
吉賀町 (島根県)	たいはし 台橋	町道中村隠居沖 線	1973	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	通行止め
吉賀町 (島根県)	にしぐみ ごうはし 西組2号橋	町道西組線	1974	橋台の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (島根県)	とちぎはし 栃木橋	町道栃木線	1974	主ケーブルの損傷	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (島根県)	たみちはし 立道橋	町道西組線	1954	橋脚の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
宇部市 (山口県)	まながさきばし 真名ヶ崎橋	市道茶屋奥畑銭 ヶ原線	不明	主桁・床版の鉄筋露出	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
柳井市 (山口県)	かまとぎ ごうきょう 鎌磨 1号橋	市道河原鎌磨線	1976	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
山陽小野田市 (山口県)	まつがせはし 松ヶ瀬橋	市道松ヶ瀬線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
山陽小野田市 (山口県)	だいいちたかちほはし 第一高干帆橋	市道上石井手線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	断面補修等 通行規制(4t)
三好市 (徳島県)	どうとこはし 堂床橋	市道境谷大谷線	1959	主桁の腐食	通行止め
三好市 (徳島県)	だいなごろはし 第2名頃橋	市道名頃線	1965	主桁のひび割れ、鉄筋露出及び剥離、下部工の剥離	通行止め
三好市 (徳島県)	しらかわはし 白川橋	市道境谷大谷線	1933	主桁、横桁の腐食	通行止め
久万高原町 (愛媛県)	いちくちはし 市口橋	町道市口線	1965	下部工の腐食及び洗掘、 上部工・支承の腐食	通行止め
香美市 (高知県)	いわたにばし さけ岩谷橋	市道崎岩線	不明	下部工の変状	通行止め
土佐町 (高知県)	ゆのきはし 柚ノ木橋	町道柚ノ木橋線	1971	主索の腐食	通行止め
室戸市 (高知県)	みなとばし 港橋	港橋線	1971	主桁・横桁・支承の腐食	通行止め
観音寺市 (香川県)	かんおんじごくらばし 観音寺極楽橋	市道 上若南線	1933	上下部工の剥離及び鉄筋露出	通行規制(二輪・歩行者のみ通行可)
黒潮町 (高知県)	おうむかえはし 王迎橋	町道 王迎線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2t)
黒潮町 (高知県)	こぶしのかわはし 拳ノ川橋	町道拳ノ川北線	1935	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
黒潮町 (高知県)	たちばなはし 橋橋	町道橋川ミセマチ線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
唐津市 (佐賀県)	はなみねはし 花峰橋	市道座主-峰門線	1955	主桁の亀裂	通行止め
南島原市 (長崎県)	おおてがわはし 大手川橋	市道谷川清水線	1924	主桁・床版の鉄筋露出、 橋脚の断面欠損	通行止め(車両)
佐世保市 (長崎県)	スクイ1号橋 スライ1号橋	市道神ノ浦臨港線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角支柱)による応急措置

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
佐世保市 (長崎県)	こもりばし 小森橋	市道早岐広田町 線	1974	歩道部の腐食及び抜け落ち	幅員規制(歩道)
佐世保市 (長崎県)	ふないしせん とうきょう 船石線1号橋	市道船石線	不明	主桁の腐食、床版の剥離及び鉄筋 露出	通行止め(車両)
佐世保市 (長崎県)	なかどおりだいちばし 中通第一橋	市道三川内循環 線	1965	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角 支柱)による応急措 置
佐世保市 (長崎県)	びくにだばし 比丘尼田橋	市道高峰乙石尾 支線	1964	主桁の腐食及び断面欠損、 橋台のひび割れ及び変状	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	しんばし 新橋	市道尾崎郷崎線	不明	主桁の腐食、床版の剥離及び鉄筋 露出	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	にたしたる 仁田志多留 とうきょう 4号橋	市道仁田志多留 線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	通行止め(片側)
対馬市 (長崎県)	むこうはらばし 向原橋	市道芦見本線	不明	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	たればし 垂穂橋	市道田ノ浜線	不明	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行規制(2t)
対馬市 (長崎県)	にしおかばし 西岡橋	市道久田2号線	不明	主桁・床版の腐食及び断面欠損	通行止め(車両)
対馬市 (長崎県)	おおますばし 大増橋	市道大増本線	1974	主桁・支承の腐食及び断面欠損	通行止め(車両)
新上五島町 (長崎県)	はまかわだち きょう 浜川第2橋	町道赤尾16号線	1955	主桁・床版の腐食及び鉄筋露出	通行止め(車両)
阿蘇市 (熊本県)	だいはちおのたけはし 第八斧岳橋	市道西小園水源 線	1966	橋台の洗掘	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	だいくのおのたけはし 第九斧岳橋	市道西小園水源 線	不明	主桁の鉄筋露出、橋台の剥離	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	だいいゅういちおのたけはし 第十一斧岳橋	市道西小園水源 線	不明	主桁の腐食及び鉄筋露出	通行止め
宇土市 (熊本県)	みや うしろはし 宮の後橋	市道網田神社線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出、 下部工の剥離	通行止め
宇土市 (熊本県)	くろはし 黒橋	市道川越・宮の後 線	不明	主桁・床版の腐食及び断面欠損、 下部工のひび割れ	通行止め
宇土市 (熊本県)	そはた とうきょう 曾畑1号橋	市道潤・佐野線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2t)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
宇土市 (熊本県)	こじょう こうきょう 古城2号橋	市道古城町2号 線	不明	主桁の腐食及びひび割れ	通行規制(2t)
由布市 (大分県)	はねつぼし 埴坪橋	市道東行埴坪岡 線	1929	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	しばはらばし 芝原橋	市道中恵宮田線	不明	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	さかいばし 堺橋	市道仁瀬小袋線	不明	主桁・支承の腐食、橋台の洗掘	通行止め
由布市 (大分県)	かんふちばし 上瀧橋	市道下柿木線	不明	主桁・橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	かめのこうばし 亀ノ甲橋	市道天神山富線	1949	橋脚の洗掘	通行止め
霧島市 (鹿児島県)	にじ 虹のつりはし	市道虹のつりはし 線	1998	支承の腐食及び変状、 補剛材のひび割れ	通行止め
志布志市 (鹿児島県)	じょうせいばし 城西橋	市道西馬場野久 尾線	1970	沓座の剥離及びひび割れ、 橋脚の洗掘	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	あむらみちばし 阿室道橋	町道屋鈍西古見 線	1965	上部工の鉄筋露出	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	なかだ こうばし 中田2号橋	町道部連古志線	1956	上部工の鉄筋露出	通行止め

## 【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
新宮市 (和歌山県)	しご 1 号 トンネル	市道志古尾頭線	1935	天端のひび割れ	通行止め
新宮市 (和歌山県)	しご 2 号 トンネル	市道志古尾頭線	1935	天端のひび割れ	通行止め
岩国市 (山口県)	まつおずいどう 松尾隧道	市道多田 18 号線	1960	覆工背面の空洞	通行止め
梶原町 (高知県)	たかとぎざいどう 高研隧道	町道上西の川高 研線	1928	覆工コンクリートの剥落	通行止め
八代市 (熊本県)	おおひらざいどう 大平隧道	市道稲入・石坂 線	1971	覆工コンクリートの剥落	叩き落し はく落防止工

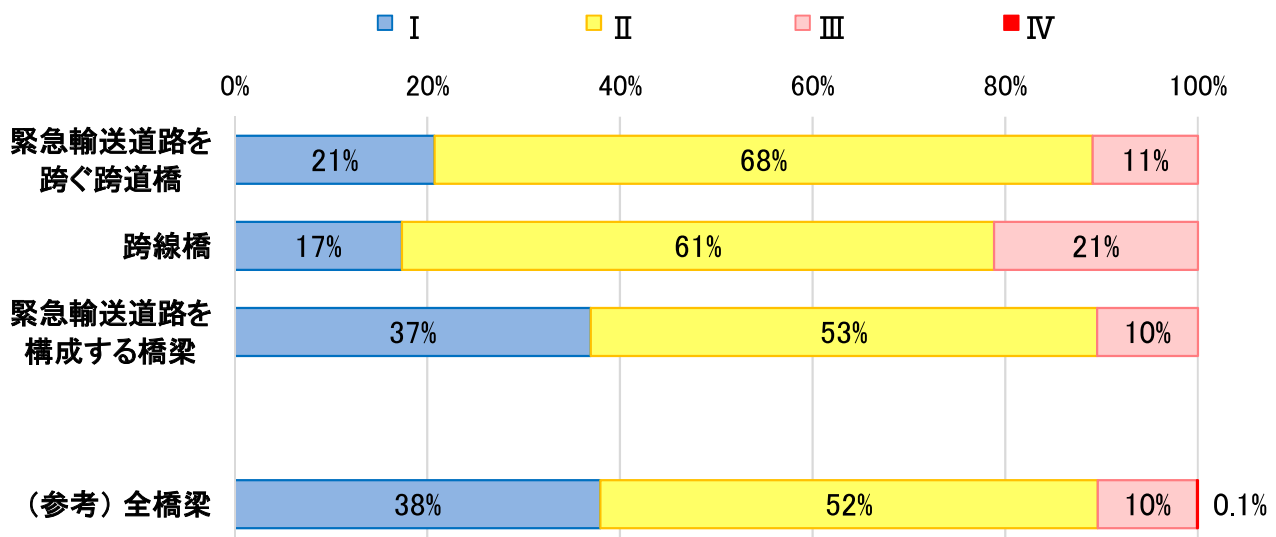
## (6) 最優先で点検すべき橋梁

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋については、2,929 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 608 橋、Ⅱ 2,001 橋、Ⅲ 320 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 21%、Ⅱ 68%、Ⅲ 11%となります。
- 跨線橋については、1,649 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 286 橋、Ⅱ 1,014 橋、Ⅲ 349 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 17%、Ⅱ 61%、Ⅲ 21%となります。
- 緊急輸送道路を構成する橋梁については、29,848 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 11,036 橋、Ⅱ 15,687 橋、Ⅲ 3,125 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 37%、Ⅱ 53%、Ⅲ 10%となります。
- 早期に修繕などの措置が必要である割合は、跨線橋が 21%と橋梁全体の割合（10%）を大きく上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検結果《上段：判定区分割合 下段：点検実施数》

判定区分	判定区分Ⅰ (健全)	判定区分Ⅱ (予防保全段階)	判定区分Ⅲ (早期措置段階)	判定区分Ⅳ (緊急措置段階)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	21% (608)	68% (2,001)	11% (320)	0% (0)
跨線橋	17% (286)	61% (1,014)	21% (349)	0% (0)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	37% (11,036)	53% (15,687)	10% (3,125)	0% (0)
(参考) 橋梁	38% (53,451)	52% (72,733)	10% (14,489)	0.1% (141)

H28.3 末時点

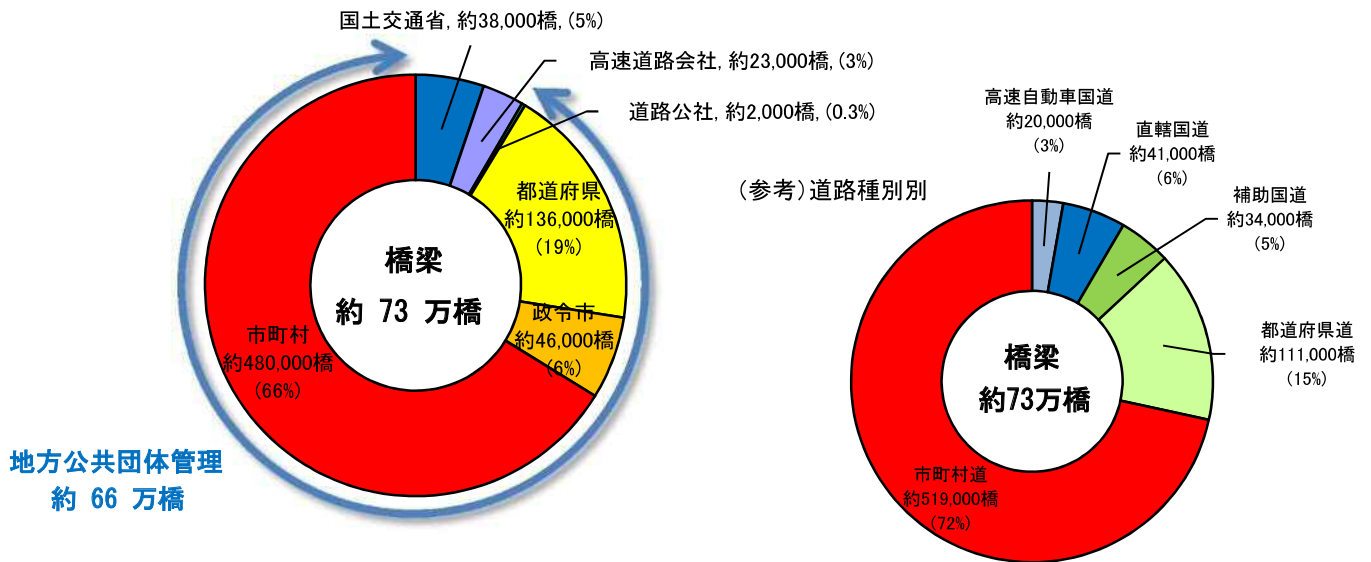


## 参考1 橋梁の現状

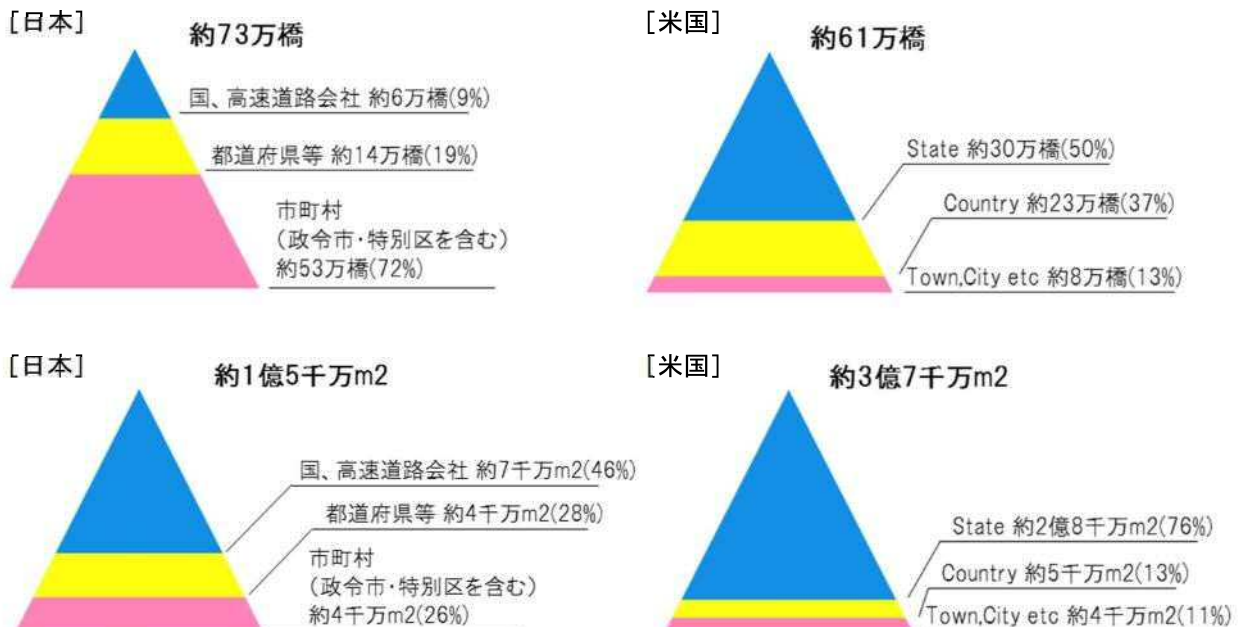
### 1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

○ 我が国には橋梁が、約 73 万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁は約 66 万橋と全体の 9 割以上を占めています。これは米国と比較すると、非常に多くなっています。

#### ○ 道路管理者別



#### (参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較



出典) 日本 道路局調べ(H27.12 時点)

米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12 時点)

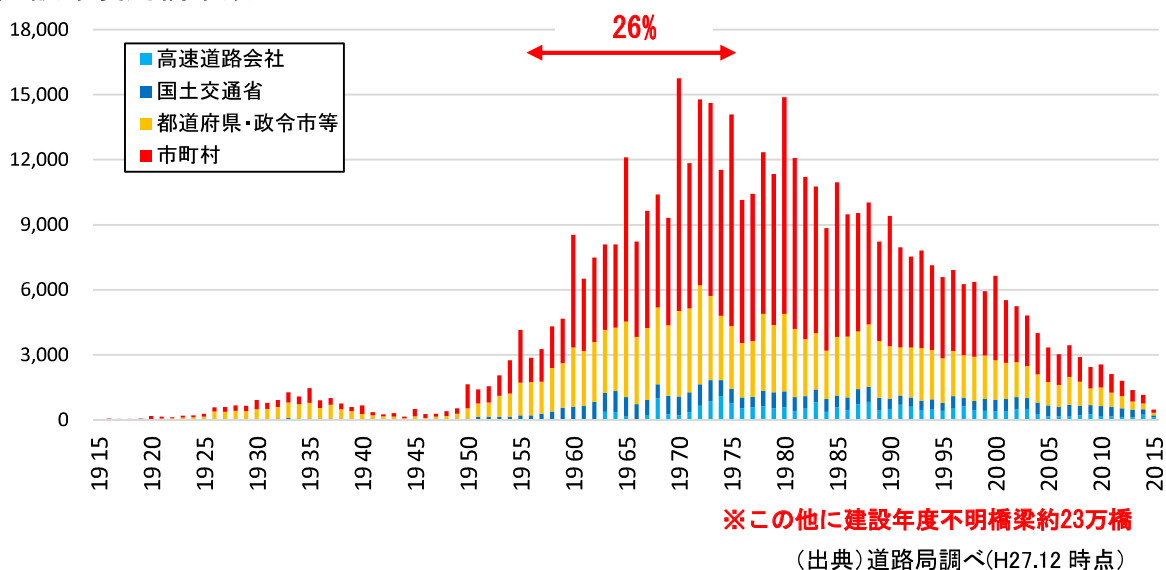
※State には Federal(約 1 万橋)を含む



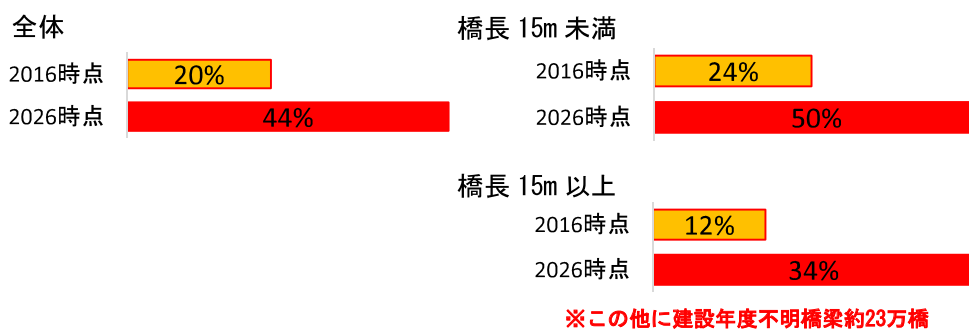
## 2. 建設年度別の橋梁数

- 建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和 30 年から 50 年にかけて建設されたものが約 26%と多くなっています。
- 建設後 50 年を経過した橋梁の割合は、現在は約 20%ですが、10 年後には約 44%に急増します。特に橋長 15m 未満の橋梁は、約半数が建設後 50 年を経過します。
- この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約 23 万橋あり、これらのお大半が市町村管理の橋長 15m 未満の橋梁です。

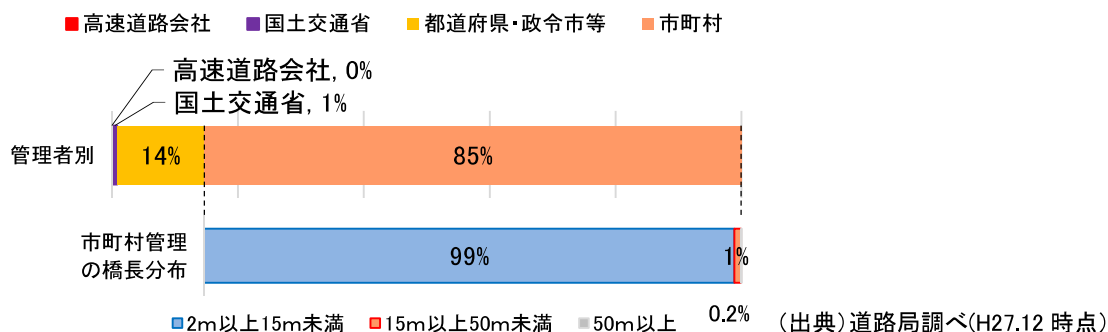
### ○建設年度別橋梁数



### ○建設後 50 年を経過した橋梁の割合



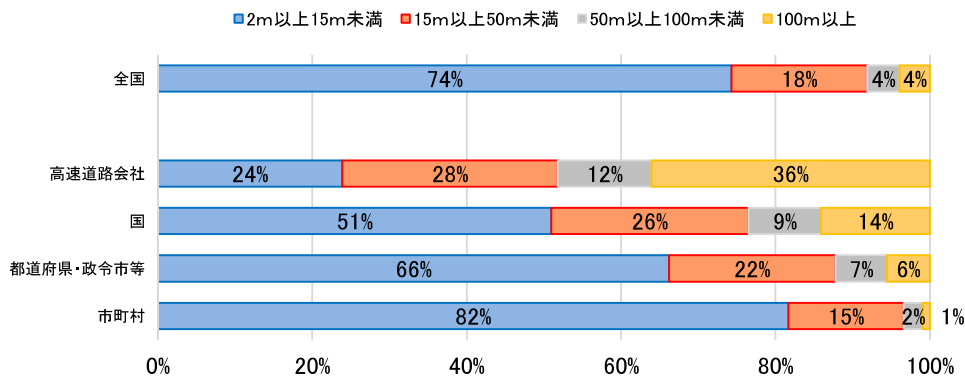
### ○建設年度不明橋梁(約 23 万橋)の内訳



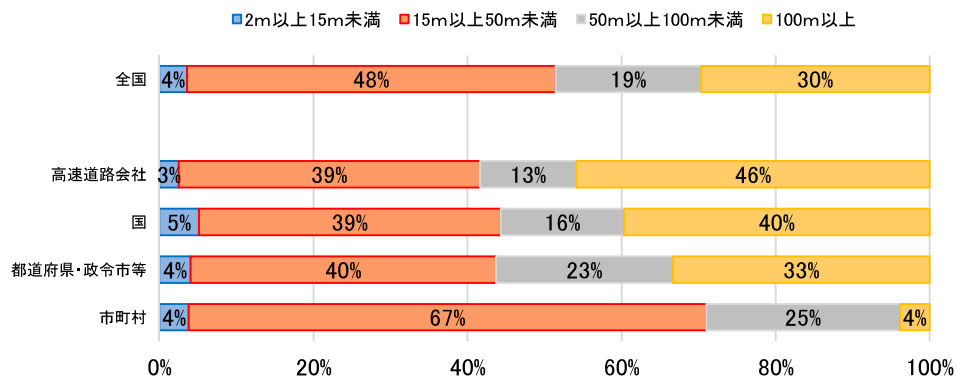
### 3. 管理者別の橋長分布

- 橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8%ですが、高速道路会社で約 48%、国土交通省で約 23%である一方、市町村では約 3%と管理者によって大きく異なっています。
- 市町村が管理する橋梁の 80%以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋や跨線橋では、市町村が管理する橋梁の 80%以上が、橋長 15m 以上であり、市町村にとって大規模なものとなっています。

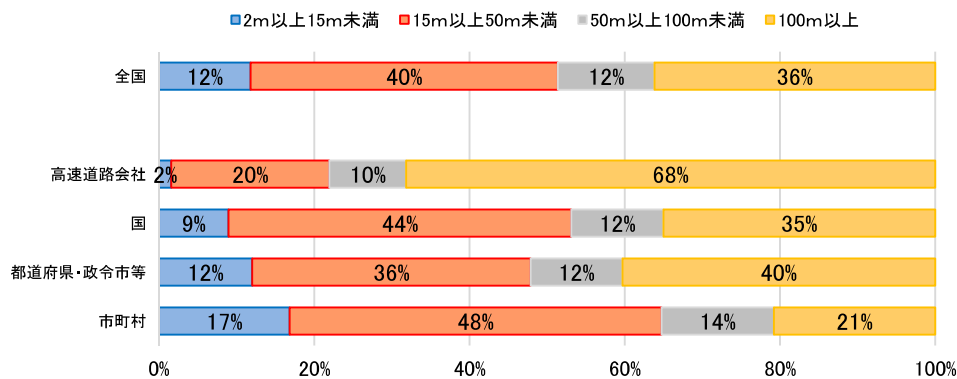
#### ○管理者別の橋長分布



#### ○管理者別の橋長分布(緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋)



#### ○管理者別の橋長分布(跨線橋)



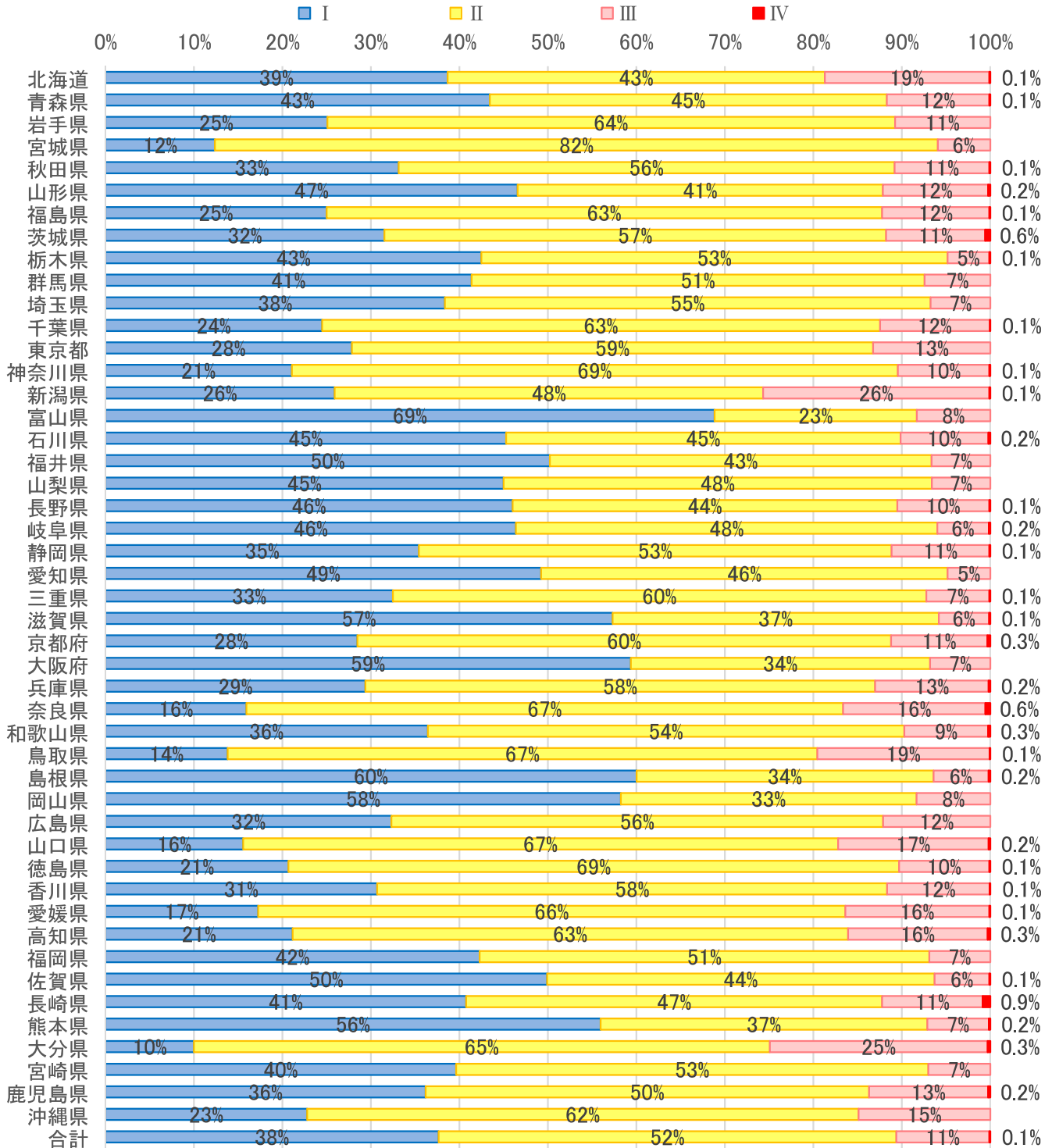
(出典)道路局調べ(H27.12 時点)

※ 橋長に関して情報がなかった橋梁を除く

## 参考2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）

- 地方公共団体の平成27年度の点検実施橋梁について、都道府県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差がありました。
- なお、地方公共団体の全体の判定区分は、判定区分Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%となりました。

### ○ 都道府県別判定区分の割合（地方公共団体管理橋梁）

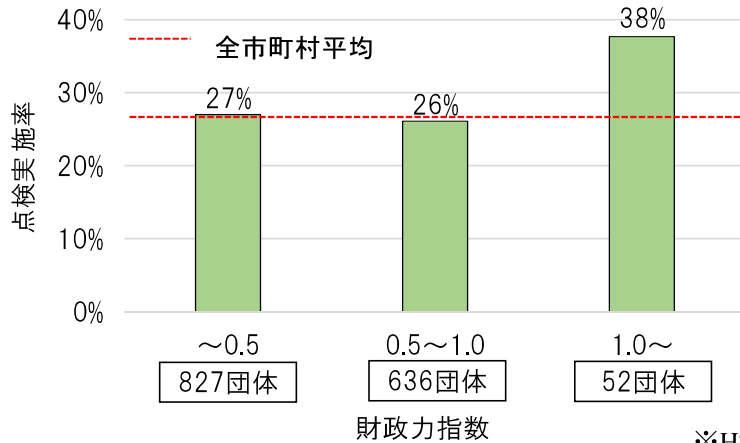


※都道府県内管理橋梁数のうち平成27年度の点検結果をもとに作成したものである。  
また、四捨五入の関係で合計が100%とならないものもある。

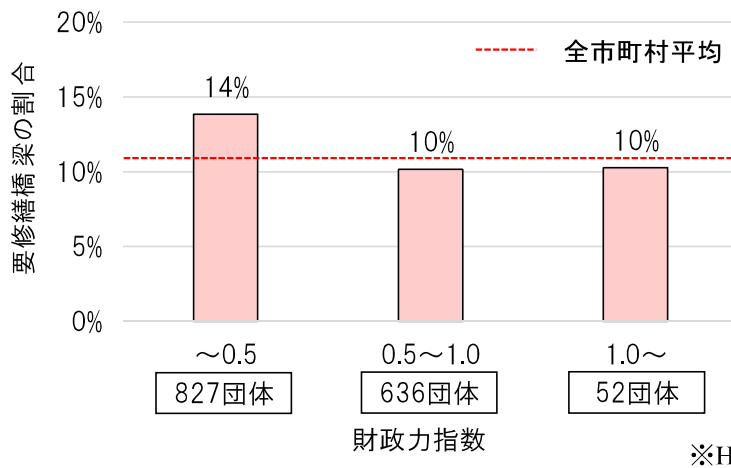
### 参考3 財政状況と点検実施状況・点検結果

- 財政力指数<sup>※1</sup>が0.50未満、0.50以上1.0未満の市町村の点検実施率は、財政力指数が1.0以上の市町村の点検実施率に比べて低くなっています。
- 財政力指数が0.50未満の市町村の要修繕橋梁の割合は、財政力指数が0.50以上1.0未満、1.0以上の市町村の要修繕橋梁の割合<sup>※2</sup>に比べて高くなっています。

市町村における財政力指数と橋梁の点検実施率の関係



市町村における財政力指数と要修繕橋梁の割合（判定区分Ⅲ、Ⅳの占める割合）



※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

(出典：総務省「平成26年度地方公共団体の主要財政指標一覧」)

[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H26\\_chiho.html](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H26_chiho.html)

※2 要修繕橋梁の割合：判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の合計数／点検実施数

## 参考4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み

### 1. 道路メンテナンス会議の開催

- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を全都道府県に設置しています。

#### 体制

- ・地方整備局(直轄事務所)
- ・地方公共団体(都道府県、市町村)
- ・高速道路会社(NEXCO・首都高速道路・阪神高速道路・本州四国連絡高速道路・指定都市高速道路等)
- ・道路公社

#### 役割

1. 研修・基準類の説明会等の調整
  2. 点検・修繕において、優先順位等の考え方に該当する路線の選定・確認
  3. 点検・措置状況の集約・評価・公表
  4. 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
  5. 技術的な相談対応
- 等

#### 地方公共団体の取り組み事例の共有

- 道路メンテナンス会議を通じて、地方公共団体における老朽化対策の取り組み事例を共有

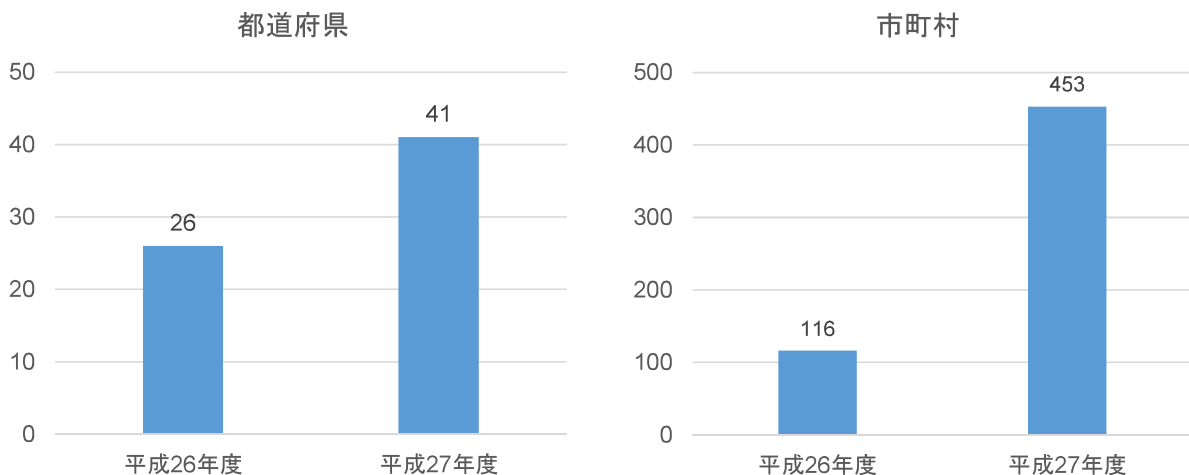
#### <取り組み事例>

- ・ 大学との連携によるICT技術(タブレット端末)を活用した効率的な維持管理体制の構築
- ・ 県による市町村への橋梁補修工法等に関する技術的助言を行う窓口の設置
- ・ 近隣住民(技術士、土木施工管理技士等の有資格者など)が目視点検を行い、橋梁の変状を発見・報告していただく橋梁点検サポーター制度の導入

### 2. 地域一括発注の状況

- 市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する地域一括発注を実施しています。
- 地域一括発注を実施した地方公共団体は、平成26年度は116市町村(26都道県)、平成27年度は453市町村(41都道府県)となりました。

地域一括発注による点検・診断を実施した都道府県・市町村数



### 3. 直轄診断・修繕代行

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断<sup>※</sup>」を実施しました（平成 26 年度：3 施設、平成 27 年度：3 施設）。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。

#### ○直轄診断実施箇所と診断結果概要

実施年度	施設名	市町村名	延長(m)	診断結果概要
H26	みしまおおはし 三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
H26	おおまえはし 大前橋	孺恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
H26	おおど 大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態
H27	ぬまお 沼尾シェッド	下郷町 (福島県)	189	耐力や耐震性に影響を与える可能性の高いひび割れ・鉄筋の露出及びうき剥離や、シェッド支柱のPC鋼棒グラウト未充填などが多数発見
H27	さるかいはし 猿飼橋	十津川村 (奈良県)	139	橋全体に防食機能の劣化が進行し、一部の補剛材で断面減少が生じている状態
H27	よびこおおはし 呼子大橋	唐津市 (佐賀県)	728	制振ワイヤーの破断が過去繰り返し発生し、現在も破断している状態 主桁等にもひび割れが生じている状態



緊急性・難易度を踏まえて対応

平成 27 年度

- 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行業に着手
- 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

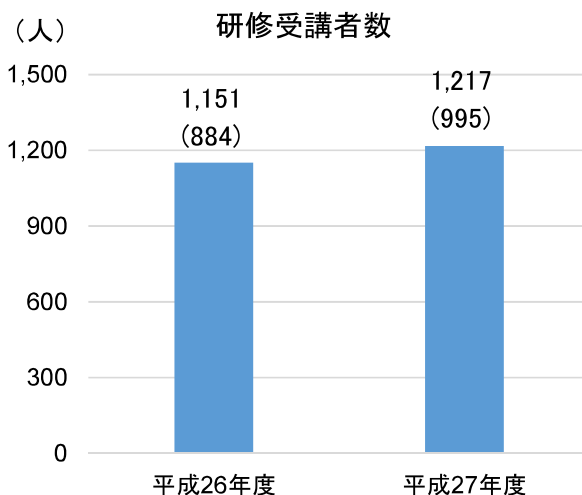
平成 28 年度

- 沼尾シェッド、猿飼橋、呼子大橋 修繕代行業に着手

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

#### 4. 研修の実施状況

- 平成 26 年度より、国土交通省、地方公共団体の職員等を対象に、橋梁、トンネル等の点検に関する研修を実施しています。
- 平成 26・27 年度の研修受講実績は、平成 26 年度 1,151 人（うち地方公共団体 884 人）、平成 27 年度 1,217 人（うち地方公共団体 995 人）となっています。
- 平成 26 年度から 5 年間の受講目標人数を 5,000 名と想定しています。

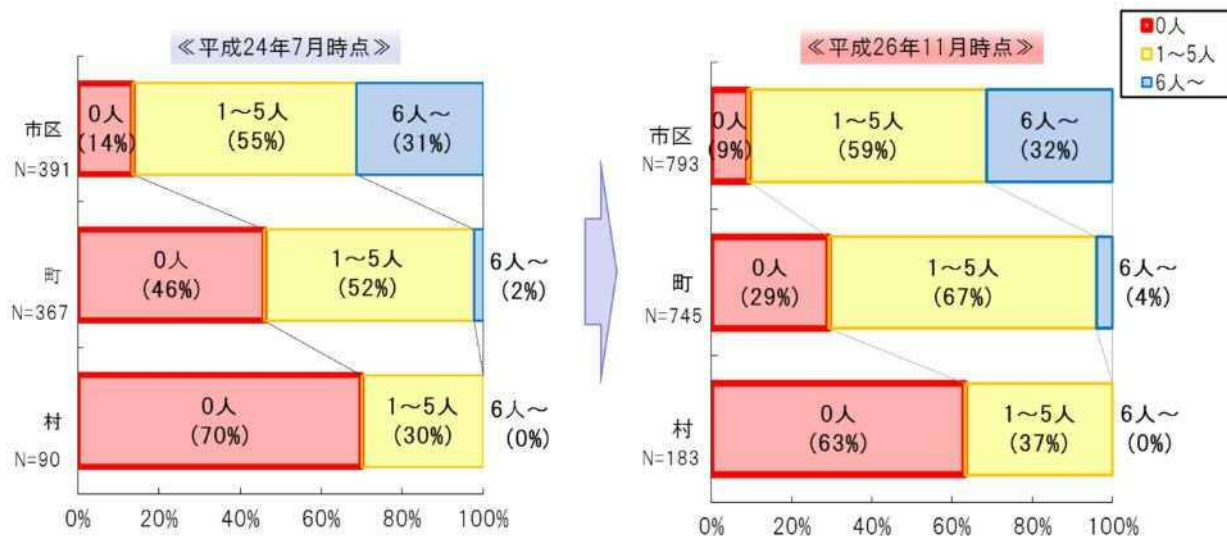


※括弧内は地方公共団体の職員の受講者数

#### 5. 橋梁管理に携わる土木技術者数

- 橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町、村の割合は、平成 24 年度と平成 26 年度を比較すると、町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少しています。

市町村における橋梁管理に携わる土木技術者の人数



※有効回答数：848  
出典：道路局調べ

※有効回答数：1,721  
出典：道路局調べ

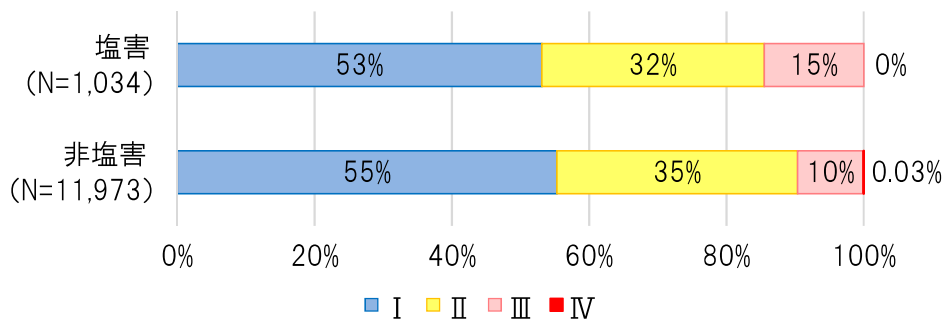
## 参考5 今後のデータ分析・活用の事例

### 1. 塩害の影響分析

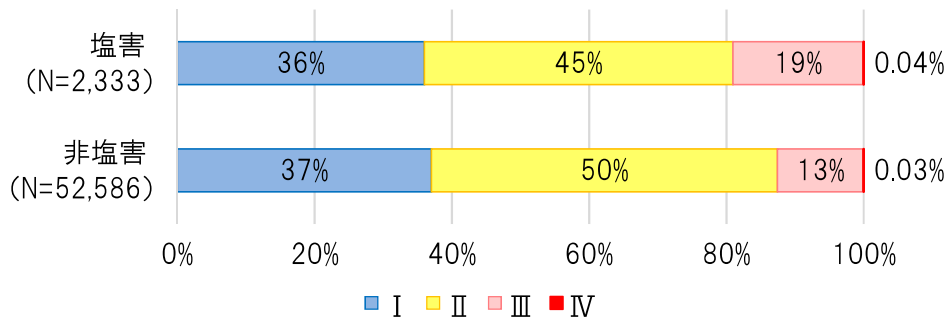
- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。
- 国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の橋梁の方が塩害の影響地域の判定区分Ⅲ、Ⅳの割合が高くなっています。

※塩害の影響地域の区分は道路橋示方書を参考に設定

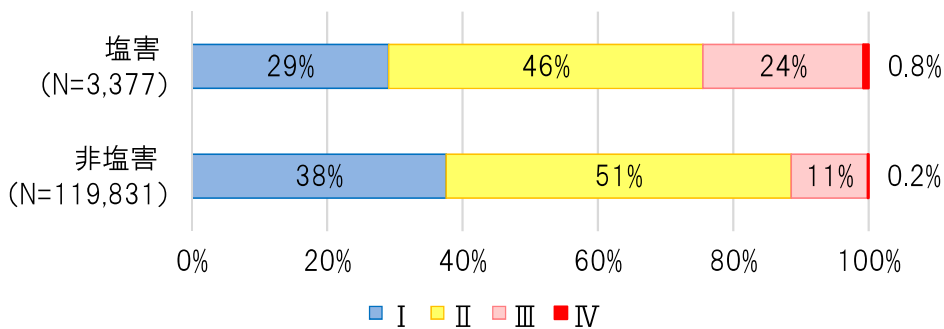
健全度分布の塩害の影響地域による比較（国）



健全度分布の塩害の影響地域による比較（都道府県・政令市等）



健全度分布の塩害の影響地域による比較（市町村）



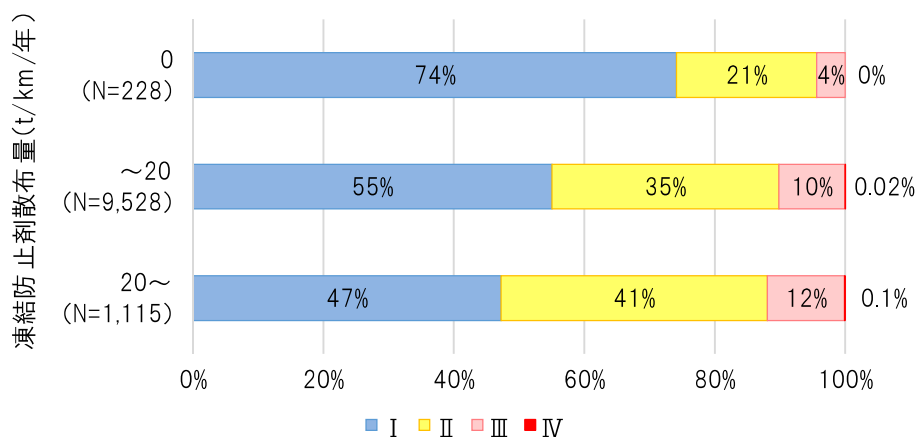
※H26～H27 年度点検結果



## 2. 凍結防止剤の影響分析

- 凍結防止剤が散布されている橋梁では、散布されていない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。
  - 凍結防止剤の散布量が多い橋梁では、散布量が少ない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。
- ※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出

健全度分布の凍結防止剤散布量による比較



※国土交通省が管理する橋梁の H26～H27 年度点検結果  
(凍結防止剤散布量に関する情報がなかった橋梁を除く)

平成 29 年 3 月 8 日

## 鳥取県道路鉄道連絡会議（仮称）の設置について

### 【設置の趣旨】

跨線橋の計画的な維持及び修繕が図られるよう、道路管理者は、あらかじめ鉄道事業者等との協議により、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておく旨道路法施行規則が一部改正され、平成 28 年 12 月 1 日から施行となった。

今後は、点検結果を踏まえた修繕工事や熊本地震を踏まえた耐震補強工事の増加が見込まれることから、道路管理者は、鉄道の安全・安定輸送の重要性に鑑み、鉄道事業者と協力して、速やかに必要な措置を講じる必要があり、これらの実施状況は、「鳥取県道路メンテナンス会議」において、把握する必要がある。

跨線橋の点検及び修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の情報共有及び協議調整を実施するため、「鳥取県道路メンテナンス会議」の下部組織<sup>※(1)</sup>として「鳥取県道路鉄道連絡会議（仮称）」を設置し、関係者出席の下、鳥取県内の安全かつ円滑な交通の確保及びメンテナンス対策の取り組みを進めることとしたもの。

※(1) 「鳥取県道路メンテナンス会議」規約第 4 条第 4 項の「専門部会」に位置付け

### 【鳥取県道路メンテナンス会議】

「鳥取県道路メンテナンス会議」は、鳥取県内のトンネルや橋梁等の道路施設を計画的かつ効率的に維持管理・補修・更新等するために、道路管理者が相互に連絡調整し、また協力して情報の共有や発信を行うことにより、点検や修繕計画等の調整、技術基準類に対する理解、健全性の診断に関する研鑽、必要な技術的支援等を促進する等、道路施設の予防保全・老朽化対策を強化することを目的として設置。

※ 道路法 28 条の 2 の規程に基づき、平成 26 年 5 月 19 日に設置済み

## 鳥取県道路鉄道連絡会議（仮称）規約【案】

### （名 称）

第1条 本連絡会議は、「鳥取県道路鉄道連絡会議」（以下「連絡会議」という。）と称する。

### （目 的）

第2条 連絡会議は、鳥取県道路メンテナンス会議規約第4条第4項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、鳥取県内における次条に規定する対象施設について、道路管理者及び関係する鉄道事業者間で協議・調整を行うことにより、鳥取県内の安全かつ円滑な交通の確保及び対象施設の予防保全・メンテナンスの強化等を図ることを目的とする。

### （対象施設）

第3条 対象施設は、鳥取県内の鉄道を跨ぐ全ての道路法の道路橋とする。なお、必要に応じて道路法の道路を跨ぐ鉄道橋を対象とする。

### （協議・調整事項）

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

### （構 成）

第5条 連絡会議は、別表に掲げる、関係機関をもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長4名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、中国運輸局鉄道部技術課長、鳥取県県土整備部道路企画課長、西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

### （会議の運営）

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

### （開催頻度）

第7条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

### （事務局）

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課、西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所統括課に置く。

### （その他）

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

### （附 則）

この規約は、平成29年 月 日から施行する。

## 鳥取県道路鉄道連絡会議

## 構成員 一覧表

	所 属	役 職	備 考
会長	国土交通省 中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長	道路管理者
副会長	国土交通省 中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長	道路管理者
	国土交通省 中国運輸局	鉄道部 技術課長	鉄道管理者
	鳥取県 県土整備部	道路企画課長	道路管理者
	西日本高速道路株式会社 中国支社	米子高速道路事務所長	道路管理者
	鳥取市	道路課長	道路管理者
	倉吉市	建設課長	道路管理者
	八頭町	建設課長	道路管理者
	智頭町	地域整備課長	道路管理者
	湯梨浜町	建設水道課長	道路管理者
	琴浦町	建設課長	道路管理者
	北栄町	地域整備課長	道路管理者
	大山町	建設課長	道路管理者
	日野町	建設水道課長	道路管理者
	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部	まちづくり計画課長代理	鉄道事業者
	智頭急行株式会社 運輸部	施設課長	鉄道事業者
	若桜鉄道株式会社 鉄道部	鉄道部長	鉄道事業者
	王子製紙株式会社 米子工場 事務部	製品物流担当課長	鉄道事業者
	オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
国土交通省 中国地方整備局 道路部		道路保全企画官	
事務局	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課		
	鳥取県 県土整備部 道路企画課		
	西日本高速道路株式会社 中国支社 米子高速道路事務所 統括課		

## 鳥取県道路メンテナンス会議 規約

### (名 称)

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

### (審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

### (組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表1のとおりとする。

6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

### (会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

### (幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における審議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正(第4条2、第7条、別表1、別表2)

## 鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
副会長	鳥取県県土整備部	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	建設部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	産業建設課長
	若桜町	町土整備課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道課長
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	建設水道課長
	江府町	建設課長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	



道の駅「きなんせ岩美」



道の駅「神話の里白うさぎ」



道の駅「若桜桜ん防」



道の駅「清流茶屋かわはら」



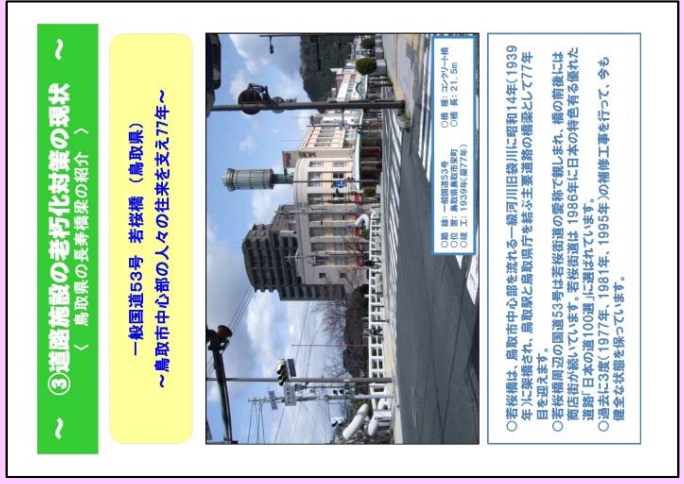
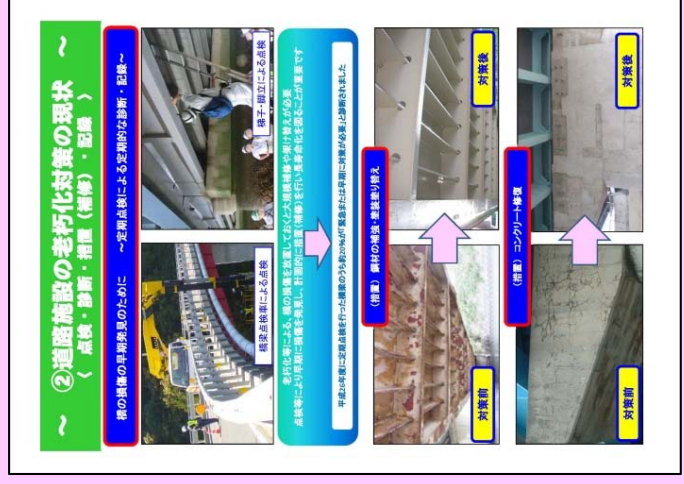
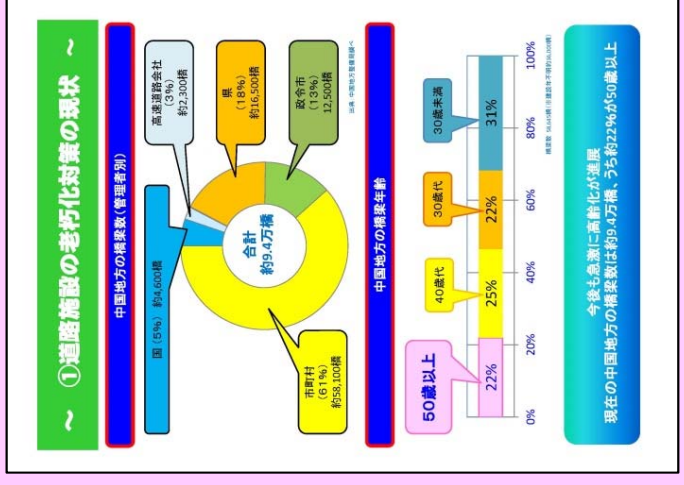
砂の美術館（案内所）」



鳥取河川国道事務所

パネル展示 >  
平成28年8月10日～31日まで展示。

> パネル展示 <  
～ 道路施設の老朽化対策 ～





# 〈実施状況〉平成28年度 トンネル点検講習会

【講習会】 トンネル点検講習会

【日時】 11月22日（火）  
13:00～16:00

【場所】 片山トンネル  
・鳥取自動車道  
・構造：NATM

【参加者】 6名・鳥取県2名，岩美町1名  
・鳥取河川国道事務所3名

【内容】 鳥取県道路メンテナンス会議の  
技術支援の一つとして自治体を  
対象にトンネル構造，施工方法  
による変状や点検時に見るべき  
ポイントについてテキスト説明，  
現地点検体験を実施。

〈テキスト〉

〈講習会流れ〉

- ① トンネル構造他に  
関する事前説明  
※テキスト
- ② 点検時のポイント  
※テキスト
- ③ 片山トンネル点検

道路トンネル維持管理講習会  
(点検・調査・補修補強対策)

平成28年11月22日

(株)オリエンタルコンサルタンツ

近接目視

-トンネル点検車-

〈③片山トンネル点検〉

遠方目視  
各部点検  
クラック確認  
打音検査

〈③片山トンネル点検〉

トンネル構造他  
点検ポイント説明

〈①トンネル構造他説明〉  
〈②点検時のポイント〉

事前説明 (河原除雪基地)

事前説明 (トンネル内)

トンネル点検車

近接目視 (クラック)

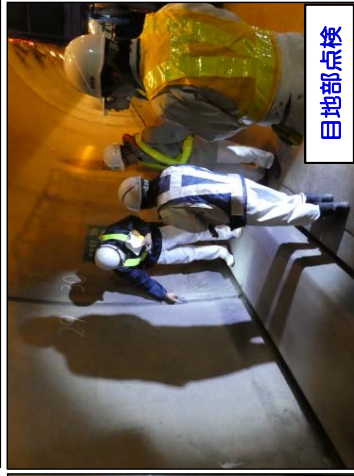
近接目視 (付属物)

遠方目視 (覆工)

目地部点検

クラックサイズ確認

打音検査



# 〈実施状況〉平成28年度 橋梁点検講習会

【講習会】 橋梁点検講習会

【日 時】 11月24日(木)  
13:00~16:00

【場 所】 浜村橋(鋼)、長和瀬大橋(Co)  
 ・ 国道9号  
 ・ 構造：鋼橋, コンクリート橋

【参加者】 5名・鳥取県2名, 岩美町1名  
 ・ 鳥取河川国道事務所2名

【内 容】 鳥取県道路メンテナンス会議の  
 技術支援の一つとして自治体を  
 対象に橋梁の損傷状況や原因確  
 認をし点検時に見るべきポイン  
 トについてテキスト説明, 現地  
 点検体験を実施。

〈 講習会流れ 〉

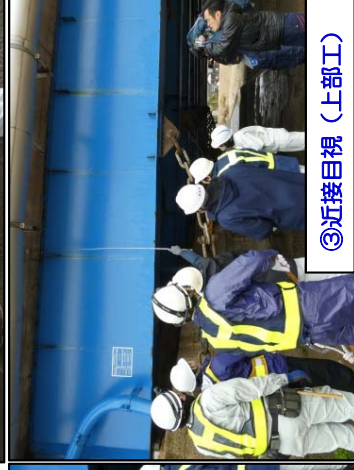
- ①各橋梁の損傷状況他  
 に関する事前説明  
 ※テキスト
- ②点検時のポイント  
 ※テキスト
- ③各橋梁点検



浜村橋  
 (鋼橋)  
 - 国道9号 -



①②事前説明



③近接目視 (上部工)



③近接目視 (下部工)



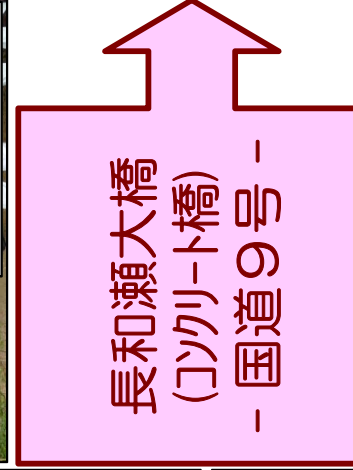
③近接目視 (付属物)



③近接目視 (上部工)



①②事前説明



長和瀬大橋  
 (コンクリート橋)  
 - 国道9号 -



③打音検査 (下部工)



③近接目視 (下部工)



③打音検査 (上部工)

# 〈(参考) 実施状況〉 平成28年度 橋梁点検状況 (橋梁点検業務)

【業務名】 平成28～29年度 郡家鳥取道管内橋梁点検業務 / 八千代エンジニアリング (株)  
 【点検方法】 ・ロープ高所作業 : 平成28年11月17日 (木) 坂の谷橋 / 国道53号  
 ・歩廊式橋梁点検車 : 平成28年11月28日 (月) 布袋大橋 / 鳥取自動車道



## 若手職員 点検体験

### 〈ロープ高所作業〉

足場を用いることなく橋梁や構造物にロープでぶら下り、上下左右に移動し、クラック調査、写真撮影、耐久性等に関する調査、点検、施工を可能にする技術。

※NETIS登録：SK-080009-V特殊高所作業



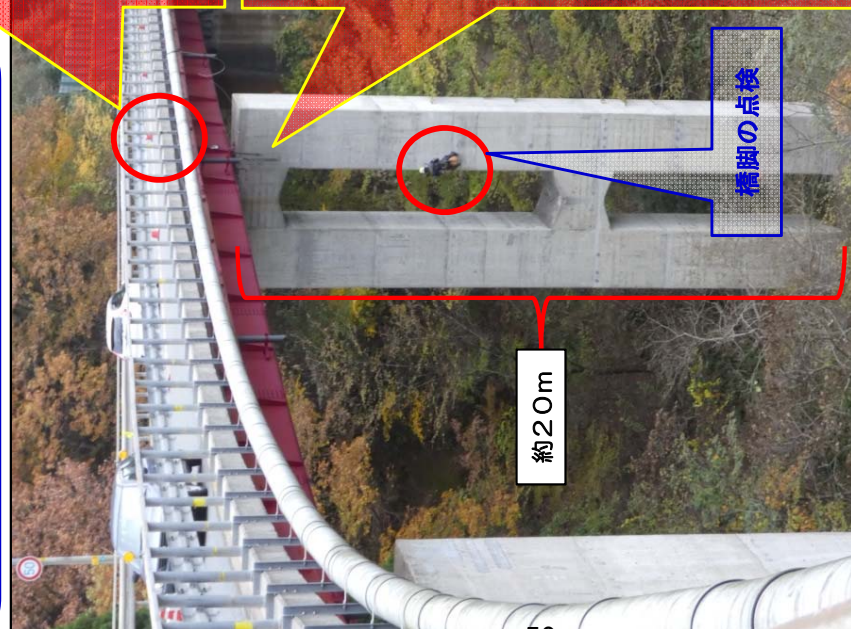
高欄から降下



橋脚へ移動



橋脚の点検



約20m

### 〈歩廊式橋梁点検車〉

歩廊と呼ばれる部分に点検者が乗り、歩廊部分を橋の下方向に最大6.7mまで移動させることが出来るため、高い橋の下面など、人が簡単に近づくことができない部分でも近づいて直接点検を行うことができます。鳥取県内の倉吉河川国道事務所に配備。



車線内でトランスフォーム

歩廊(7~10m)に伸縮



高欄から降下



壁高欄へ接近



第3者被害点検 (打音検査)



打音点検 (拡大)